

## 第14回

# 新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年9月9日（火）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

### 【学識経験者】

|            |                              |
|------------|------------------------------|
| 原科 幸彦      | 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授 |
| 堀田 昌英(ご欠席) | 東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授  |
| 松下 和夫      | 京都大学大学院地球環境学堂教授              |
| 吉田 恒昭(ご欠席) | 東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授   |

### 【NGO】

|            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 木村 信夫(ご欠席) | ブリッジエーシアジャパン技術部長                    |
| 清水 規子      | 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ |
| 高橋 清貴(ご欠席) | 日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当           |
| 福田 健治      | メコン・ウォッチ事務局長                        |

### 【産業界】

|        |   |
|--------|---|
| 小西 純平  | 社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部<br>総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー） |
| 高梨 寿   | 社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事   |
| 千吉良 久暢 | 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト<br>環境室上席調査役               |
| 中山 隆   | 社団法人 海外建設協会常務理事   |

### 【政府関係者】

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 北村 俊博                 | 外務省国際協力局政策課首席事務官      |
| 高見 博                  | 財務省国際局開発企画官           |
| 小林 香(代理出席：中<br>川 亜紀子) | 環境省地球環境局環境協力室長        |
| 山浦 崇(ご欠席)             | 経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長 |

【事務局発言者】

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 廿枝 幹雄 | JBIC 開発業務部企画課長          |
| 杉本 聡  | JBIC 環境審査室第二班課長         |
| 熊代 輝義 | JICA 審査室準備室次長           |
| 渡辺 泰介 | JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長 |

午後 1 時 3 0 分 開会

開 会

○原科座長 では、定刻になりましたので開始いたします。

きょうは第 1 4 回になります。論点に関する議論を継続いたします。

議 題

(1) 論点に関する議論

○原科座長 論点整理表の 2 3 ページ、Ⅲ「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の 2 「非自発的住民移転」、これが①、②、③と順番に整理されておりますので、まず①から参ります。①「再取得価格による補償」でございます。

これに関します現行の規定は、ちょっと確認いたしますが、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる」。JBIC のガイドライン第 2 部の 1 にこれが記載されております。

これに対しましていろいろと御意見をいただいております。NGO の方からが多いようです。では、この点に対して御発言をお願いいたします。

○福田委員 その前に、本日配布させていただいた資料、1 枚の紙の説明をさせていただ

いてよろしいですか。

○原科座長 追加ですか。では、今のかかわるところということで、配布資料、この追加の1枚ですね、この御説明をいただくということです。

○福田委員 NGO提言で、具体的に住民移転に関する内容についてこのように解説すべきだということについてはる申し上げて、その中でこの論点表にまとめていただいたということなのですが、しかし、それらを実際にガイドラインの文言として落としたらどのようなのだろうということを見ながら議論した方がよいかなということもありまして、ガイドラインの文言のドラフトという形で、本日このペーパーを参照しながら盛り込むべきポイントを議論させていただきたいと私たちとしては思っております。この紙は、出どころはNGO提言が主なのですが、一方で、前回御案内のとおり、新JBIC、現在のJBICの国際金融等業務の方で環境ガイドライン改訂の作業が進んでおりまして、昨日、御存じの方も多いかと思いますが、一通りコンサルテーション会合というプロセスが終わり、パブリックコメントにかけられる案にほぼ近いものが出てきているというところがあります。その内容も踏まえながら、NGO提言をこのように盛り込んではどうかということでも文言として整理させていただきましたので、これを議論の中で参照しながらお話しさせていただければと思います。それがこの資料に関する説明です。

○原科座長 お手元の資料のような、ガイドラインのドラフトというような形での御提案ということで示されております。これは読んでいただくだけでよろしいですか。

○福田委員 議論そのものは論点の順番に議論するというので、その中で参照していただきたいと思います。

○原科座長 今のは全体にかかわるものだというのでございます。

では、まず「再取得価格による補償」に関しての御意見からお願いしたいと思います。NGOからの御意見が24ページに出ておりますけれども、「完全な再取得価格」で補償されるべきだという御意見です。そのことを担保するようなことをしていただきたいということですね。そして、「『完全な再取得価格』算定のために市場価格調査が実施されているべき」だという御意見がここに記載されております。

では、フロアからどうぞ。

○一般参加者(満田) 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。本論点については私の方から御説明したいと思っております。

再取得価格というのは、世銀のOP4.12、非自発的住民移転の政策に盛り込まれて

いるものでございます。英語で **replacement cost** というのを「再取得価格」と訳しておりますが、定義が書いてありまして、世銀のOP 4. 12の **Annex** の脚注に、ざくっと言ってしまうと同等の生産を持った近隣の土地の市場価格プラスこれを取得するための諸費用、例えば農地の場合でしたら、同レベルに整備するためのコスト、あるいは登録費用とか譲渡のための税金なども含まれるという考え方です。NGO提言の中の「完全な」というのは、**full replacement cost** の **full** を訳したもので、**full** がついているのといないのの違いは不明確なのですが、再取得価格ということで御提案させていただきたいと思っております。

私どもがこれを提案させていただいた理由は、ガイドラインの文言で生活水準の維持または向上という最終目的が記されているわけですが、移転による補償が金銭で行われた場合、やはり再取得価格の補償というものが非常に重要になってくる、生活水準の維持または向上というこのゴールを達成するためにはある意味最低条件になるのではないかといった問題意識に基づいております。それから、これはあくまで金銭補償が実施された場合でございます、世銀のOPなどにも書かれておりますように、住民が土地に依存しているようなケース、あるいは土地の市場取引がないようなケースの場合は代替地オプションプラス金銭補償オプションが必要かなと考えている次第です。ただ、私どもがこれまで見た案件の中ではとりわけ再取得価格というものがクリティカルかなと考えまして、こういった提言をさせていただいております。

この追加配布させていただいております、先ほど福田委員が御紹介されました資料14-1-1という資料の3が該当する提案になっております。先ほど福田委員から御紹介ありましたように、新JBIC/NEXIの方では第2部の非自発的住民移転のところ、ちょっと正確な文言は忘れてしまったのですが、補償は可能な限り土地及びその他資産の喪失に対する再取得価格に基づき行わなければならないというような文言が入っております。私どもの提案もそれを踏まえまして、最初の一文は「可能な限り」というのを取っております。新JBIC/NEXIの方で「可能な限り」という文言が入った背景には、やはり新JBIC/NEXIとして、ある意味事業のかなり遅い段階でかわらざるを得ないというECAの性格がございまして、さかのぼって何か措置することは非常に難しいという背景がございまして、ところが、こちらの新JICAの方は、通常、例えば円借款にいたしましても、移転が実施されるのはこれからの話ですので、やはりここは再取得価格というものを明確に打ち出させていただきたいと考えております。それからまた続きがございまし

て、「当該国の法制度上再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上再取得価格による補償が行われない蓋然性がある場合は……追加的な措置が合意されていなければならない」というのをつけております。そして、再取得価格の算定のためにはやはり市場価格調査というものが必要だと考えておりますので、市場価格調査というものも含めております。

以上、とりあえず私の説明はここまでとしたいと思います。

○原科座長 ありがとうございます。

今の御提案は、現行のものはもう少しそういうことをきちんと積極的に書き込んでもらいたいということだと思います。追加資料の1番目とか、具体的には3番目ですね。1でまず基本的な考え方を示しまして、3番目に特に再取得価格に対する規定はこのような形でいかがでしょうかという点でございます。1番目は、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者（以下被影響住民）との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない」。こういう考え方のもとで、補償については3番目で、「補償は、被影響住民が、土地及びその他資産の喪失に対する再取得価格に基づき行われなければならない。当該国の法制度上再取得価格による補償が保障されておらず、又は当該国において実態上再取得価格による補償が行われない蓋然性がある場合は、再取得価格による補償を確保するための追加的な措置が合意されていなければならない。また、再取得価格算定のために市場価格調査が実施されていなければならない」と、こういう表現ではいかがでしょうかという御提案です。

これに関しまして、J Jの方、J B I Cになりますか、御回答をお願いいたします。両方でしょうか。

○事務局（杉本） 今、満田さんから御説明いただきました件ですけれども、基本的なJ Jのスタンスとしては、「何々ではないか」というように語尾があいまいな形での記載となっていますけれども、実際の状況を考えると、技術的な点も含めて困難なところがあるのではないかとことを書かせていただいております。ただ、今御提案がありましたように、被影響住民がその受けた影響について生計の回復を十分にできることが望ましいし、必要であるということについては同一の認識をしまして、現行のガイドラインでも基本的にはそういった考え方に沿って書かれていると理解しております。ただ、それを確認

していくプロセスとして、特に二国間、バイの機関であるということも踏まえてなのですが、相手国の制度なり法体系なりフレームワークがある中で、再取得価格による補償を完全に求めていくことを果たしてどこまで現実としてとり得るのか。国によっては世銀なりADBが完全な実施を求めてという例もあるようですけれども、トータルとして見た場合に、それにかかる様々なコストも含めてプロジェクト総体としてかえって便益なりが下がってくる、交渉に時間を要するとか事務的なプロセスでの時間を要するというで結局いろいろな有形無形のコストがかかってくるということはないのだろうかと考えます。今回追加補足調査で調べた中でも、いろいろな国の中で差はありますけれども、様々な手段を使い、できるだけ再取得価格のラインに総合的に近づけていこうという努力はなされているのだと思っています。ただ、インタビューの中であった話として、我々も中期的にはそれを目指して日々努力して仕事をしているのだ、ただ短期的には予算上の制約等々もあり実際にはできていないところもあるかもしれないが、そういったものはほかの手段で補うなりして、中長期的には何とか再取得価格に匹敵するものに持っていきたいのだというような話がある担当者から聞いていますが、このような点は、すべてと言えるかどうかはともかく、多くの国ではプロジェクトを実施する相手国政府の担当者なりの偽らざる気持ちなのではないかと思っています。ですので、すべて一律適用ということになるとかえって様々な点でコストを要するということがあると思いますので、例えば新JBICのガイドライン案で出ていますように、可能な限り再取得価格を踏まえた形に基づいてやっていくという形であれば、実際のオペレーションの中で相手国政府としてもこれに対応して、不足な点があればそれに近づけていくべく努力するということができるのではないかと考えております。

○原科座長 どうもありがとうございます。JBICの考え、今現在はそういう見方をしているということでございます。

それでは、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思えます。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 私も国内で道路とかダムを担当していましたので、地元の方の用地提供が非常に大事だということは知っております。ここに書いてある「当該国の（新JICAが関与しない）他事業と補償水準が異なることに問題はないか」という話は非常に重要な視点だと思います。国内の例で申し上げますと、大きな高速道路をJHさん、旧道路公団さんがつくった場合、その単価が非常に大きな意味を持ってきます。民間の売買の事例にも影

響してしまうし、ほかの公共事業、例えば実施主体が異なる市町村とか、日本の場合非常に実施主体が異なっておりまして、市町村が実施した場合とか国が直轄で実施した場合、あといろいろな公共事業がございます。ダム、電力、道路、水道とか。全部そういったことに影響する話でございます。ですから、これについては総合的にせざるを得ないということで、一番いいのは関係の方々が集ってするという用地の集まりがあれば一番いいのですね。国内では実施しておりますが、そういったものがあればいいということでございます。

ここについてはそれでいいのですが、もう一つだけ質問なのですが、先ほどの J B I C の説明だと予算上の制約があるということが言われていまして、これは途上国としてはかなりあるかと思いますが、何かしら J B I C は支援できないのかということをお尋ねしたいと思います。というのは、借款の額は 85% という制約もあるのですが、用地の買収には原則資金を貸与しないと聞いておりますが、例えば市場調査のお金について支援するとか、あるいは代替地をつくるためのインフラとして水道を引くとか電気を引くとか、何かしらそのようなことで応援できないのかなということをお聞きしたいなと思っております。

○事務局（杉本） 今御質問いただきました点について、まず答えが簡単な方から申し上げますと、御質問の 2 点目、住民移転等々が発生する場合、その移転先用地のインフラ整備ということが可能か否かという御質問については、これは今実際にそれなりの数の案件で実施しております。とはいっても、そこに余りにも立派なマンションを建てるとかそういう話ではありませんけれども。まず、こういったことをやるのは基本的に相手国政府の予算であるということになりますと、その予算不足が事業の頭のところで進捗の妨げになり、そこでのスケジュールの数カ月のおくれが後々大きくなってきいてくることが多くの案件でありましたので、90年代の前半だったかと思えますけれども、ベトナム等々から始まって、移転先の用地の整備、基礎インフラの引き込みといった部分について借款でカバーするという取り組みを始めております。これは既にかんがりのプロジェクトの中で実際にプラクティスとして導入されているということで理解しております。そういった水・電気等々のインフラを引き込んで、そこに実際に移ってきて住宅なりを建てればそこで住むことができる。状況によってはそれ以前に住んでいた場所よりも状況が改善がされるケースもかなりあるというようなことで、場所をどこにするかというところから含めてアプレイザル、環境レビューの中で確認しているということで今作業をしているところ

であります。

実際の移転価格に関する補償ですけれども、これは円借款では残念ながら今のところまだ直接の対象と見てはいないという状況です。そういったアドミニストレーションに入ってしまうようなコストについては借款の対象外ということでやってきています。一方で世銀、ADBがそういったものを数年前から対象としているという点はあるのですが、難しい点として、そういったものを対象にしますよといった場合に、積算等々が過大評価された金額で積まれていってしまうとか、一体その金額が幾らなのかということ算定して積み上げていくのが難しいところがあるのかなと思っております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

先ほどのことですか。では、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。杉本さん、お答えありがとうございました。

意見が2つと質問が2つございます。

まず、杉本さんの御説明の中で、再取得価格の補償を行うにはもろもろのコストがかさんでくる、については事業費を押し上げてしまうというような御説明があったと思うのですが、私としてはこれは非常に納得のいかない説明だと感じております。そもそも住民移転の費用が場合によって余りに低く見積もられてきてしまったのではないかと感じることもすらあるわけです。こういった住民移転にかかるもろもろの費用というものは1つの社会的な費用としてきっちり見積もられるべきであると私は感じております。再取得価格というのは住民が以前の土地と同等の土地を入手するために必要な費用でございますので、そこはやはり支払われるべきものだと考えております。

もう1つの御説明と申しますか、このJJのコメントの中に書いてありますその他の事業との格差と申しますか、差が出てきてしまうことに問題はないかということなのですが、私は納税者の1人として、少なくとも日本のODAでやる事業における住民移転の補償費用はきちんとしたものであるべきだと考えておまして、確かに格差は相手国の中では望ましいことではないのかもしれないですが、それはその相手国への働きかけを通じて通常の事業の引き上げを図っていくことを可能な限り追求していくものではなからうかと考えております。

質問は2つございまして、1点目は、実施機関のインタビューの話をされたと思うのですが、再取得価格が支払われていなくて、それでもって住民が同等以上の土地を購入でき

た事例というものはあるのかどうかという質問です。

もう1つは、市場価格調査というものなしに再取得価格は算定可能なのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

○原科座長 2つ御質問がありましたので、それを御回答いただきたいと思います。

○事務局（杉本） まず御質問いただきました点の1点目、金額の支払いが十分でないにもかかわらずちゃんとした土地を購入手当てした例があるかどうかということなのですが、済みません、ちょっと今情報を持ち合わせてはいません。その点については状況を確認させていただきたいと思います。ただ、同じエリアの土地といっても、例えば日本でも、家を建てようと思って土地を探せば、同じエリアでも場所によって土地の値段が違ったりすることはあります。あと、一部の案件では、例えば事業実施機関が持っているような土地ですとか、国とか自治体、関係機関が保有しているようなものを比較的割安で手当てするとか、そういった形である程度何とか金銭的に足りないものを実質的なところで埋め合わせようとしているようなケースは幾つかあったと記憶しております。

2番目の市場価格調査なしにということですが、1つの例としてありますのは、用地取得を担当する機関であったり、自治体がやるなり実施機関がやるなりということで、国によっていろいろと事情は違いますけれども、補償単価については毎年なり定期的に見直しているというところが多いかと思います。大体どういうやり方をしているかというのを聞くと、そこでのいろいろな物価上昇のインデックスを使う、都市部に限られるかと思えますけれども、取引があるような地域については、そういったいろいろな取引の実績に基づいて、今標準としてどのぐらいの価格になっているか把握するというようなことをやりつつ、それを定期的に改訂していくというようなやり方が一般的かと思えます。土地はそういった形で、そこに農作物がある場合については、そこでできる作物についても補償するというのがありますが、そういったものは、例えばマーケットでそれが幾らで売られているか、もしくはそれがマーケットに持っていかれて幾らで卸されているのかというのを価格調査して、それに見合う額を補償するというような形でやっているケースが多いかなど思っています。ですので、その地域全体の各家庭まで調べてというところまでやり切れているかというところではありますが、関係機関なりができる範囲では対応していこうと努めているということはあるかと思えます。

○原科座長 それでは、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。お答えありがとうございます。

ました。

1点目の、再取得価格を支払われないのに生計回復をした事例について少し御説明になったのは、代替地などの供与との組み合わせで生計回復がされた事例だと思いますので、それは金銭補償を前提にした再取得価格の事例ではないのではないかなと思います。この点に関しては機会があったら追加的に教えていただければと思います。

2点目の地方政府なりが定期的に土地価格の見直しを行っている例ということで、取引例をもとにしてというようなこともおっしゃっていたのですが、実際問題その取引例などを反映しているのであれば、それは一種の市場価格調査をその自治体が、そのプロジェクトスペシフィックではないにしろ、行っていると。ただし、私があくまでも注意喚起したいのは、非常に例外的な国はあるのかもしれないのですが、そういった定期的に行われている一般的な調査というのは割と網が粗いものでございまして、やはり事業ごとにその地域における取引例などを調べて、調べる手法はいろいろあるとは思いますが、そういったものを補償に反映していくことが必要なのではなかろうかと考えております。

○原科座長 これは先ほど皆さんの御議論の中で、とにかく補償をしっかりとやりたいということですが、情報が十分把握できないので難しい点もあるというようなお答えだったと思います。そこで、補償は、1つは再取得価格ということでスタートしておりますけれども、ここではそういう論点ですけれども、基本的にはいろいろな形で、要するに生計といいますか、被影響住民の方が昔の生活を維持できるということだと思います。それには、いろいろな組み合わせがあると思います。ということで、そういったことも含めてここでは規定をもう一回見直すべきだと思います。今はそのような考え方で、もちろんそういうことはこの規定に定まっておりますけれども、それをもう少しこの段階で具体化すると。その1つが再取得価格に関することだと思うのですけれども、そのためにかかるコスト、確かにこのコストはある程度は見なければいけないのかという感じは持ちますけれども、いかがでしょうか。

○福田委員 最初に申し上げたいのですが、私が前回、新J B I Cのガイドラインの改訂案を見ていただきたいと言った趣旨は、新J B I Cのように、もう事業は完全にできています、日本企業さんがそこに入札に行ってプラントの輸出なりイクイップメントの輸出を取りました、それでその後で融資申請が来たときに適用されるガイドラインと、協力準備調査という新しい制度まで手に入れて支援する体制をきちんと整えていこうという中で議論されているODAのガイドラインを比較したときに、ODAのガイドラインの方が弱く

なるということはないだろうというつもりで、前回、新J B I Cのガイドラインを見てきてくださいということを申し上げました。

新J B I Cのガイドラインを見ると、この点については、「可能な限り」という表現が入っていますが、基本的には再取得価格による補償、それからこれは次の論点ですが、事前の補償という文言が新たに盛り込まれています。ここまで来ているので、これができないというのであれば、新J B I CあるいはNEX Iさんが今一步踏み出そうとしているということを踏まえた上で、新J I C Aがそれでもできないという理由を示していただかないと、当該国の法制度があるからといった一般的な議論をここで一からまたし直すというのは非常に時間のむだだし、なぜODAの方が弱いのだろうということはとても国民の理解を得られるものではないのではないかと考えております。

それから、コストに関して杉本さんがおっしゃっていましたが、私は実は満田さんと同じ感想を持ったのです。要するに、コストをかけて、それでもやる価値がある事業かどうかということを我々は判断して支援をすべきなのだろうと思うのです。きちんと再取得価格による補償がなされない、実際に持っていた財産と同じだけの財産が事業後にないかもしれないという中で、その間を埋めるための措置をとらずに、それはコストがかかるからとりません、でも支援しますというのは、それはプロジェクトのそもそもコストベネフィットの計算が間違っているということになるのではないかと思います。それはきちんと我々として、まずは当該国の政府にどこまで面倒を見てほしいのかということを決めた上で、それをきちんとコストを積み上げて、そのコストとベネフィットを比較する中で支援の是非を決定すべき話であって、コストがふえるから難しいという話に一足飛びに行くというのはちょっとおかしいなと考えております。

私が最近住民移転の話で詳細に見ているのがカンボジアの国道1号線の事業で、何回かこの例を出させていただきますが、このカンボジアの国道1号線という事業は、総工費、全部のコストが、ちょっと細かい数字は忘れましたが、80数億円なのです。このうち移転にかかる費用は大体2億円ぐらいと見込まれています。これは後になって再取得価格で再補償するということになったのもうちょっと膨らんでいるかと思いますが、80億円の中の2億円というコストが多少膨らむ。確かにコストはかかります。しかし、この数億円という額が、この事業によって影響を受ける脆弱な世帯の人たちにとっては極めてクリティカルなコストなわけです。一方では日本の無償で土木工事の部分は丸々抱えて、70何億円の無償資金協力でそこはやります、しかし2億円のコストを1億円2億円ふやすの

はコストがふえるからまかりならんという議論がなされるというのは、私は非常に違和感のある話ではないかという感想を持っております。

ということで、再取得価格がきちんと確保されなくても問題ないのだということをきちんとお示ししていただかない限り、現在のガイドラインに書いてあるプロジェクト従前と同等の生活水準ということ为保障するための手段が結局確保されないままに、お題目だけがまた文言として残るというのでは今回の改訂内容としては不十分ではないかと思っています。

○原科座長 今のようなことで、やはり一步踏み込んでもらいたいという感じがします。実は私もきのうの、新J B I C / N E X I のパブリックコンサルテーションですね。最終回、第14回でしたが、その最後の時間のところだけ何とか顔を出しまして皆さんと意見を交換しましたけれども、私はガイドライン全体、総体で見てかなり前進があったと思っています。それは新J B I C / N E X I が随分努力されて、皆さんのいろいろな意見も伺ってそれを反映したわけです。ということでございますが、新J I C A はまさに事業の内容・条件が随分違います。競争的な状況に置かれた民間企業の支援とは違って、新J I C A は政府が支援するわけですから、より踏み込んだ形でない日本国政府の対応としてもバランスがとれないと思うのです。ですから、今おっしゃったようなことで、やはりしかるべき費用はかけるというスタンスでやらなければいけないのではないかと思いますけれども、この点はいかがでしょうか、委員の皆さん。おおむねそんなことと考えてよろしいでしょうか。

何かございますか。では、インプットしていただきます。

○事務局（杉本） 済みません。私の最初の説明ぶりが悪かったようですので、その点だけ補足をよろしいでしょうか。

いろいろとコストがかかるということで申し上げたかったのは、再取得価格による補償を実現しようとする追加のコストがかかるということではなくて、そういったフレームワークでもって対応していくということと、一方で途上国側に彼らの持っている制度がある、その枠組みと枠組みを調整して、ではこういった補償内容でやっていきたいと思いますということをするということについて様々なコストがかかるということです。

もう1点の新J B I C とのガイドラインの関係ですが、ガイドラインへの言及の点ですけれども、我々としても、この案で出ていることを下回るという話ではなくて、このラインは我々にとっても守るべき最低ラインだという理解をしております。ただ、例えばここ

で「可能な限り」というのをなしに、再取得価格でやるしかないのだといった場合に、ではほかの代替手段になりが許されないのか。国によってはどうしても、金銭のみでは難しいけれども、いろいろな合わせ技でもって対応していきたいというようなことを考える国なり実施機関も必ずやあるかと思いますので、そういった形で総合的な対応を行っていきける余地は残しておいた方がいいのではないかなと思っています。

先ほど、ある実施機関のヘッドが言っていました言葉を引用させていただいておりますが、我々も、円借款の事業をやるからには、再取得価格、full replacement cost による補償という概念については実施機関側なり相手国政府には意識してほしい、事業を実施する中できちんとした補償がなされるということの重要性について十分に意識してもらいたいというのは当然のことながらありますので、ガイドラインの中にもこういった文言については明記して、このガイドラインのある意味相手国側のユーザーがそういったものを意識していくということは非常に重要だということは当然考えております。

○原科座長 補償の仕方は再取得価格だけに限らないと私も思いますから、それは組み合わせということはあると思います。結果としては、生計手段といいますか、人々の生活が従前の水準を維持できるようにしていただきたいということだと思います。

お二人とも今の関係ですか。では、そちらから行きますか。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

このNGO提言が言葉足らずなので、ちょっと誤解されているかもしれないので念のため言葉を補っておきますが、私たちの提案というのは金銭補償がなされる場合なのです。代替地あるいは代替家屋、代替農地といったような措置は当然あり得ることだと思っております。例えば代替地が用意されて家屋は金銭というようなオプションもあるかと思うのです。そういった金銭補償がなされる場合においては再取得価格という提案でございます。これについては誤解がないように、やはり文言を補うべきだとは考えております。

○原科座長 わかりました。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 1点質問と1点意見なのですがすけれども。

○原科座長 ちょっと待ってください。今の件を整理したいと思います。そうしますと、NGOの提言のガイドラインの提案というところで、1番目の事項はおおむね内容としては合意ということで判断してよろしいと思います。皆さんにもそういう意見をいただきました。

2番目ですね。「被影響住民に対しては、プロジェクト実施主体者等により、十分な補償が事前に、及び支援が適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、被影響住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる」という表現でございますから、別に金銭だけではないということだと思います。だから、今、杉本さんがおっしゃったように組み合わせでいろいろ対応することがあり得ますから、結果として以前の生活水準を維持できるようにしてもらおうということだと思います。その中身について、書き方はもう少し工夫した方がいいと思いますけれども、これはそういう趣旨ですね。そこまでは皆さんよろしいですか。

どうぞ、高梨委員。——今の件ですか。では、順番にいきましょう。清水さん、先に手を挙げていたので。

○清水委員 1点杉本さんに質問なのですがけれども……

○福田委員 済みません、今の座長のまとめなのですがけれども、2番について議論していたのではなくて、3番について議論していたのです。

○原科座長 3番なのですが、3番の前提として。

○福田委員 今、先生がお読みになったのは2番ですよ。

○原科座長 トータルで生活の水準を維持できることがまず目的なのでしょう。その1つの方法が金銭補償だと満田さんはおっしゃった。

○清水委員 そうなのですが、NGO提言の趣旨としましては、金銭補償がなされる場合に再取得価格を確保するべきであるということで、再取得価格を確保するのに別の土地等の支援を持ってくるというのは、ちょっと話が違うのかなと思います。

○原科座長 組み合わせでは難しいということですか。

○清水委員 トータルとして生計が回復されなくはいけないと思いますけれども、金銭補償をする際に再取得価格が確保されるべきではないかという趣旨です。

○原科座長 それはわかりますよ。その前の前提としてそこをまず確認しておかないといけないということです。

○福田委員 2番については、事前の補償というまだ議論されていない論点が含まれているのです。

○原科座長 2番の文章の表現はもうちょっと切り分けてもらったらいいですね。事前ということと2つのことが入っているということですね。

○福田委員 そうです。2番の事前の補償というのは今まだ議論されていない内容で、後の部分は実は2番は現行ガイドラインと同じ内容なので、そこについてよろしいですかと言われると、ちょっとまだ議論していないかなという、そういうことです。

○原科座長 事前のことは後でまた議論します。これは今の論点にも出ておりますから、それは後でいいと思いますけれども、大事なことは考え方です。それは確認しておかないとまずいでしょう。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、福田さんがおっしゃったとおり、1ポツ、2ポツは大体现行ガイドラインの文言で、事前というものがこれから議論されるものだと思います。

今、私たちが御提案しているのは3ポツの部分なのですが、これは間違いがございました、「補償は、被影響住民が……」と、「被影響住民が」という意味の通らない文言が入っていますが、これは削除してください。ですから、私の御提案としては、ちょっと文章は練った方がいいと思いますが、「金銭補償がなされる場合、土地及びその他資産の喪失に対する再取得価格に基づき行わなければならない」。あとは先ほど読み上げたとおりです。

○原科座長 それでは、金銭補償がなされる場合は再取得価格による補償ということですが、この点に関して委員の皆さんの御意見はいかがでしょうか。その点に対しては特に大きな異論はないと考えてよろしいですか。

高梨委員、どうぞ。

○高梨委員 若干申し上げたかったのは、現場では再取得価格がどうかということを計算をしようとなると、インフラ案件はほとんど地方でということになるので、市場価格というのはまずないだろうと思うのです。そうしますと、建屋をどう分解して、ではこの部材は幾らぐらいするのだろうかというようなことで考えていくと、特に金銭補償と簡単に言われたり、あるいは「完全な再取得価格」と書いてあるのですけれども、果たしてそういうものが計算できるかどうか。現場に行ってみた方は皆さんわかると思うのですけれども、精神的にはできるだけアット・ベストで補償して、少なくとも今までの生活を保障できるようにということは当然皆さん考えておられると思うのですけれども、本当にそういう価

格で補償額が完全なものができるのかどうかということについては正直疑問なところがあるなと思っています。

それから、むしろ後段の「他事業と補償水準が異なる」、これの方が私ども現場では非常に大事なポイントだろうと思います。これはまた後で返ってくるのだったら申し上げたいと思いますけれども。

○原科座長 再取得価格はなかなか裁定が難しいということ。そうするとどうしたらいいのでしょうか。

○高梨委員 とりあえずアット・ベストでしかないと思っています。

○原科座長 「完全な」という表現はちょっときつ過ぎると。

○高梨委員 と思うのですけれどね。

○原科座長 再取得価格ということが原則だけれども、誤差があり得ると。安全側を見るとかいろいろありますよね、考え方はね。

○高梨委員 だから、最初に先生が話されたようにいろいろな手段を講じるということになってくると思うのです。ですから、金銭だけではなくて、いろいろな他の手段も合わせてということで、少なくとも生活が今までどおり行われるようにということだと思うのですけれども。

○原科座長 福田委員、どうぞ。

○福田委員 実は、市場が成立していない、土地の取引がないという場合は、恐らく金銭による補償をすることにはならないと思うのです。それは通常は代替地による補償をすべきなのであって。何かしらの方法で金銭に換算したところで土地は買えないということになりますから、そういう場合はそもそも代替地による補償をすべきパターンであって、そういう市場が成立していない場合に再取得価格の算定が難しいというのは、それはそうなのですけれども、そういう場合に金銭による補償をやるのだろうかということ、ちょっと違うのかなと思うのです。

○高梨委員 本当にそう思いますね。また、今、簡単に代替地と言いましたけれども、本当にそれを見極めるのだったら、それこそ肥沃度も含めて、近くに水があるかどうか、周辺で本当に農業が行われているかどうか、厳密に代替地を探すというのも本当は大変なことになるのです。ですから、簡単に言われるのですけれども、恐らく現場でそれを実際やってみようということになると、そうそう簡単ではないと思います。ですから、少なくともいろいろな手段を講じて今までの生活を担保するような形で応援するぐらいしかできな

いのではないかという気がするのですけれどね。

○原科座長 ただ、代替地を何とかしてうまく探さないと困りますよね。どうしたらいいのですか。

○高梨委員 ですから、普通はもちろん探すのですね。例えば国有地がないかとか、あるいは地方政府が持っていないか。民間は持っているのをまず売らないでしようからね。また売ると高いですから。そういう可能性の中から探していくしかないのですね。そうすると、恐らくそんなにインフラなんかできていないですから、若干先ほどの議論にもなるのですけれども、円借款で移転地の整備なんかも応援するのであれば、それはまた違った新しい前進だろうと思っています。

○原科座長 移転地の整備を応援するという事は、今、高梨委員がおっしゃったようにそれなりのきちんとしたクオリティのものを提供しなければいけないという考えですよ。だからそれなりのコストはかけるという考えだと思いますけれども。

○高梨委員 そうなったら、そこまでやらないと恐らくできないと思いますね。本当の意味で今までどおりのものをやるということであれば。

○原科座長 今の関係ですね。どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、高梨委員がおっしゃたことは非常に重要なポイントだと私も考えております。ここでNGO提言は金銭補償に着目して再取得価格というものを提案しているわけですが、代替地というオプションも本当でしたら提案すべきだったと今になってみれば思っております。代替地、あるいは代替資産、あるいは代替農地といったもので、高梨委員がおっしゃるとおり、同等の土地を探すことは非常に難しい場合もある。それは先ほど申し上げたように住民移転というものの難しさだと私は考えております。ですから、決して私たちは安易な気持ちでこういった御提案をしているわけではございません。住民移転はそれだけ難しいものだという認識に基づいて御提案させていただいております。ちょっと議論がずれてしまったかもしれないのですが、そういうわけで、この論点につきましては、金銭補償による補償がなされる場合のものであることを重ねて申し上げたいと思います。

加えまして、今おっしゃられた土地オプション、代替地オプションというものが補償のオプションである場合は、おっしゃられたとおりのもの、あるいは金銭補償と代替地の組み合わせといった複数の補償オプションで案件ごとに最適なものが選択されていくべきであるということは賛成いたします。

○原科座長 では、この件は。

○清水委員 杉本さんに質問なのですが、杉本さんというかJ B I Cや新J I C Aの結論としては、「再取得価格」という文字を入れることについてはやぶさかではないけれども「可能な限り」という言葉もセットだということでしょうか。というのが1点目の質問です。

2点目の質問は、先ほどコストに関することをおっしゃったときに、制度の調整のコストとおっしゃいましたけれども、それは時間という意味でしょうか。制度を調整するに当たって時間がかかるという意味のコストでしょうか。というのも、先ほど中山委員がおっしゃったかと思うのですが、国内でのほかの事業にも影響するということが議論されました。私としては、当該国のほかの事業で低い補償で支払いをされていたときに、日本の援助でもその水準で支援をしていいのかというと、それはそうではなくて、日本の援助をするときにはきちんと再取得価格という補償水準によって補償してくださいと相手国政府に働きかけることによって、それはその国のキャパシティビルディングにも貢献するのであって、波及的にほかの事業にもそういうふうに行ってもらうような形で、長期的な目ですけれども、促していくことも1つの重要な視点なのではないかと思っています。

○事務局（杉本） 答えの順番が前後してしましますが、一番最後にいただいたコメントについては我々も同じように考えているところです。これも私の説明が悪かったのかもしれませんが、我々のできる範囲内で、当該国での補償水準等々が余りにも低い類似のケースと——絶対的な水準を出すということだけだと判断を誤る場合もありますので、我々も環境レビューの際にはなるべく相対的なデータを集めて、いろいろなケースを比べて、どの程度のものなのかというのでもできる限りチェックをしようということではやっています。また、これは例としては適切でないかもしれませんが、国によってはその国のルールに従うと不法住民に対しては一切補償はないというような国もございます。ただ、ガイドライン上、そういった形で補償をする、しないを対象によって分けるということはやっていませんので、現実問題として、合法住民に対する補償額との間にある程度差はできてくるかと思いますが、不法住民に対しても一定の補償をするように働きかけていくというようなことも一部の事業ではやっています。ですので、ケース・バイ・ケースになることもありまして難しいところではあるのですが、確かに短期的には余りそこで差ができるとよくないというのはあるのですが、中長期的にはやはり全体の底上げをしていかなければ

いけない。そして、基本的には相手国政府の担当者もその辺の難しさというのはよく理解していて、これについて対応していきたいということなのだろうというのは、先ほど話を引きつつご紹介させていただきましたけれども、実際そういう気持ちなのだろうと思っています。

○原科座長 差が出るとよくないというよりも、差ができるとちょっとやりにくいという意味ですね。差が出ることはやむを得ないのだけれどもやりにくいということだと思います。やる側としてはきちんと補償してやっていきたいと思いますということですね。

○事務局（杉本） はい。

最初のコストが何かということですが、これは時間的なコストと行政的なコストというのがあるかと思います。実施機関なり相手国政府の一部ということだと、やはり公務員である。ということは何かしらのルールに従って対応していく必要がありますので、そこでいろいろな調整コストが出てくる。ただ、これも補足調査の中でちょっと触れておりますけれども、一方で事業がおくれることにより、実際に移転対象、用地取得対象等々が決まっている場合に、予定ではもう始まるはずだったのにまだ始まらないのかというようなことで、場合によってはほかの用地取得、住民移転といったところに影響が出てくる可能性もあるのかなと思います。ですので、一律どうこうということを申し上げにくい状況ではあるのですが、トータルとしてどういった形がベストなのかというのは考えていく必要があると思います。その意味で、この新J B I Cのガイドラインにありますように、再取得価格という概念自体を盛り込むことは新J I C Aガイドラインの中でも、ということだと思っております。

○原科座長 原則としてほかの日本の機関でやっていることは最低限カバーする、それはいいと思います。

○事務局（杉本） そこで、別にこれは我々が大変だから逃げるという意味ではなくて、実際に適用すると、途上国はかなりの数いろいろな制度がありますので、一律適用するのが難しい。そこで、いろいろな手段を講じていくということの一定の猶予と言うとあれかもしれませんけれども、現実的な難しさを考慮するという意味で、新J B I Cの方で言いますと「可能な限り」という言葉がありますが、そういった言葉をあわせて入れておくということが現実的な対応なのではないかと考えている次第です。

○原科座長 今のところに少し関係しますけれども、24ページの真ん中辺に、J Jの御意見の中で、「完全な再取得価格による補償を二国間機関である新J I C Aが義務付ける

ことは適当か」と書かれておりますけれども、どうして二国間機関だと難しく、多国間なら大丈夫なのでしょう。これがよくわからないのですけれども。

○事務局（杉本） ここでの再取得価格というものがどうやって決まるかという、当然ながらその国の制度で決まってくるというのが通常だと思います。そこでいろいろと働きかけて改善していくということは、ある意味政策借款ではそうですが、ダイアログという定められた枠組みの中でどういう方向に持っていくことが改善なのかということで協議していくというのは当然ながらあるのかなと思っておりますが、一方で、ガイドラインにこう決めたからこうしろ、こういった形で変えなければもう円借款を出していかないというような議論の余地のない対応をするということは、その国が有しているいろいろな法や規則の体系に対して干渉すると言ってしまう言い過ぎかもしれませんが、それを変えるのか変えないのかということで、かなり強くそこにチャレンジしていくことになるのではないかと考えている次第です。国と国とで両者は対等な関係にあるわけですので、そこは相手国側のいろいろな制度をある程度尊重しながらやっていくと。

○原科座長 そういう意味では世銀も同じ立場ですよ。世銀という組織とその国との関係だから一対一の関係でしょう。だから、二国間機関だから云々という議論は何かよくわからないところがある。

○事務局（杉本） ただ、世銀の場合には、多国間ということで……

○原科座長 つくっているのは多国だけど、主体としては1つですよ。世銀という1つの主体で動いているのだから。世銀対その国との関係でしょう。この場合は二国間、多国間は全然関係ないと思っておりますけれども。

○事務局（杉本） ただ、その国の理事なり代表も世銀の理事会には入っているわけですので、そういった意見も踏まえた上での世銀という機関の行動であるということが1つ。

○原科座長 でも、機関としては1つのアクションですからね。だから、ちょっと何かよくわからないところがありましてね。どう考えればいいですかね。

今の関係の深い議論はどちら。では、まず委員からいきましょう。福田委員、どうぞ。

○福田委員 「可能な限り」というのがどうして新J B I Cでここに盛り込まれたのかという議論をちょっと御紹介した方がいいのかなと。要するに、再取得価格の補償について「可能な限り」ということをここに入れたのは、特に輸出金融なんかの場合は、ファイナンスを新J B I Cが検討する際には既に移転は終わっている、もう人にお金払って出てもらって、用地はクリアにされているという中で融資の申請が来るという場合がある。

しかもその補償の支払いは当該国の政府が行っているというような場合において、当該国の政府に対して、もう一回補償を改めて再取得価格で支払えとか、あるいは、事前にというのもそうですけれども、前に戻ってプロセスをやり直せというのは難しいのではないかとこの中で、この「可能な限り」という文言がここで挿入されているというのが、私の知る範囲でのこの議論の経緯なのです。そういう事情が必ずしもこの新 J I C A の方で当てはまるわけではないし、相手国の制度が必ずしも再取得価格を補償していないからという理由で「可能な限り」という文言を入れたいと言っているのであれば、それは私たちの申し上げている趣旨とは随分離れた話になるのではないかと思います。相手国の制度がそうになっていなければ、それは追加的な措置をしていただく、それが前提で新 J I C A としては支援をしますよというのが私たちの提案の内容であって、それを、相手国政府の制度がそうでないから難しいこともあるという理由で「可能な限り」ということをここに入れたいという趣旨であれば、それは私たちが提案している内容とは随分離れる話だし、正直言って現行のやり方とも余り変わらないのかなという気がします。

○原科座長 今回の御説明によりますと、そういうことで状況が全く違う段階なので、新 J B I C の場合には「可能な限り」を入れた、しかし新 J I C A はそれとは違って対応ができる段階だから「可能な限り」という言葉を入れる必要はないのではないかとこの御意見だと思います。

今のと同じようなことですか。満田さん。

○一般参加者（満田） 同じことです。

○原科座長 では、いいですか。

○清水委員 同じなのですけれども、追加で。

基本的に福田委員が言おうとしていたことと同じなのですけれども、あと1つ言わせていただくと、基本的に相手国制度が再取得価格を補償していなかったときに働きかけるというのが原則だと思うのですけれども、J B I C の今のガイドラインの第2部には「原則として」ということが入っていますので、限界的な事例としてできない場合には恐らくそこで担保されるのだらうと思います。ここで改めて「可能な限り」と書く理由としては、先ほどの新 J B I C / N E X I の理由は合理的で、物理的に不可能ですからそれはそれで納得ができたわけですから、今の事例ですと、そういった限界的にできない事例については第2部の一番頭のところの「原則として」という文言で担保され、改めて住民移転のところの「再取得価格」の前に「可能な限り」という言葉を持つてくるまでのことはな

いのかと考えます。

○原科座長 満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、清水委員、福田委員がおっしゃったとおり私も賛成なのですが、一方で難しい事例があることも承知しております。ただ、通常、その国の法制度というものは個々のプロジェクトの補償金額まで原則は決めておりますし、算定の手法なんかも決めておりますし、さらに、私の知る限りですが、再取得価格による補償はいかんとやっているような法制度はないと考えているので、金銭補償が行われる場合なのですが、プロジェクトごとに再取得価格というものを打ち出すことはその法制度に矛盾はしないと思っています。一方で、そもそもそういった法制度がないですとか、いろいろな難しさがあることは承知しているのですが、そういったもろもろの難しさをあいまいにしたままやっていただきたくないと私は個人的に思っているのです。つまり、再取得価格の補償が何らかの形でできないのであれば、その理由はぜひとも環境レビュー結果などに明記していただきまして、追加的にとられた措置についてもきちんと書いてほしい。そういった意味で、先ほど高梨委員もおっしゃったように、2文目以降がきいてくるのではないかと考えている次第です。

○原科座長 どうもありがとうございました。

皆さんの御意見を伺って、「再取得価格」ということを書き込むことはいいということだと思いますけれども、「可能な限り」という表現を加えるかどうかです。原則として再取得価格というところは多分みんな同じ考えだと思います。ただ、時にはそれは難しい場合もあるだろうと。そういう場合の備えとしてどんな表現にしたらいいか。そんなことだと思いますから、そんな趣旨で文言を考えたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高梨委員 賛成です。とにかく今のこの会議の趣旨は問題点を整理することだと思うのですね。運用してみて何に問題があったのか、何が課題なのか、それを整理するのがこの会議のとりあえずの目的だろうと思って、要するに文章の文言はまだ出ていないわけなので、そういう意味で、私なんかは、ドラフトを先に出していただいた方がもっと明確な議論ができるのではないかと考えています。何もない段階で議論しているものですから、原文なりアイデアなりを出していただいて、それでもって議論するのも1つの方法だと思いますけれども、まとめ的には先生のおっしゃったまとめになろうと思います。

あと1つは、他事業と補償水準が異なるというのは現場で一番頭の痛い問題で、当該国政府が自分たちの公共事業でやる場合の補償単価あるいは補償の計算方法というのは、彼

ら独自にそれこそ何百件やっているわけですね。中で日本側の援助1件について特別な方法で価格を決めたり最低価格を上げたりというところで、なかなか現場ではつらいところがあるのです。もちろん向こう側でも同じような生活水準だよと言うことは言うわけです。しかし、例えば平米単価がものすごく安くて、これでは難しいだろうというようなところもある。では我々が主張するように全部単価を上げてみたらどうか。その場合果たして向こう側のバジェットで彼らができるのかという点も当然出てきます。他事業と異なる場合どうするかということが最近の我々の問題意識で、特にローカルルールとの兼ね合いがあります。全く日本のルールを当てはめるのがいいのかというようなことも当然出てくるので、そこら辺は文言を決める際にまた議論してはと思いますけれども、ちょっと問題提起として、現場ではそういう問題が出ていますということで。

○原科座長 世銀は **use of country system** ということでいろいろトライアルしていますけれども、その考え方は実際にそういうことであるべくその国の制度を活用しようということです。しかし、それで終わらなくて、3つありまして、3番目が **gap filling** といって、世銀のスタンダードとのギャップをどうやって埋めるかです。今おっしゃったように格差があったらどう埋めるか。そこまで考えるのが **use of country system** なのです。そういう意味では、その国をむしろそういう方向に持っていくような考え方で、世銀は今やっていますので、JICAもそのような考え方で、確かに格差があるとなかなかやりにくいということはありますけれども、それをどうやって埋めていくかということもあわせて考えなければいけないのだと思います。

そういうことで、原則としては再取得価格で行う、それが困難な場合の対策の文言をどう書くかというようなところできょうのところはまとめてよろしいですか。だから、「可能な限り」という表現は使わない。そういうところでよろしいですか、委員の皆さん。新JBICと新JICAで状況が違うということでございますから、表現は変えないといけないと思います。では、そのようにいたしたいと思います。

それでは、ここら辺はそろそろ切り上げて、次へ移ってよろしいでしょうか。

○松下委員 今の議論はそれで結構だと思うのですが、NGOさんたちの提案された4番のところは議論はしないのですか。

○原科座長 順番にやっていきます。では、②に行きます。

○松下委員 ②というか、こちらの4番です。

○原科座長 それは順番にまた出てくると思いますから。

○松下委員 後ですか。

○原科座長 ええ、後で。

どうぞ。今の件ですか。

○清水委員 この再取得価格に関する論点ですけれども、今の議論は、「再取得価格」という文字を入れるかどうかとか……

○原科座長 入れることは決まったと言いました。

○清水委員 そういうお話だったと思うのですが、再取得価格という意味ではもう1つか2つぐらい論点がありまして、1つは、その算定のために市場価格調査が実施されているべきであるというところと、もう1つは、この再取得価格を補償するために融資契約等に再取得価格の補償を盛り込むべきであるというところも抱き合わせて提案させていただいております。

○原科座長 今の件はそういうことになるかと思えますけれども。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 今、清水委員が言われた2点目については、再取得価格を融資契約に盛り込むとかそういうことではなくて、資料14-1-1の3ポツ目の2文目以降、先ほど読み上げたとおりで、要はギャップがある蓋然性が高い場合の追加的措置について合意されていなければならない、それは融資契約等の法的文書に盛り込まれているべきだという提案になっておりますが、この提案させていただいている文案についてはそこまでは、書く場所が適切かどうかわからなかったもので、書いていないという次第です。

○原科座長 1つは市場価格調査を実施する、これはよろしいですね。皆さんの御意見はどうでしょう。委員の皆さん。この点はどうか。

では、インプットをお願いします。

○事務局（渡辺） 先ほど高梨委員が言われたように、マーケットが成立しているような場所では当然市場価格を調べるということになると思うのですが、市場価格がない場合、あるいは、例えば田舎に行っても使えるような土地に限られていて、土地のやり取りは実際には親族間でしか行われていないとか、そういった場合もありますので、市場価格をなかなかとれないといったようなケースもありますので、一律に市場価格調査とするのは難しいのではないかと考えています。

○原科座長 JICAからそのような御説明がございましたが、いかがでしょう。

○福田委員 これを申し上げるのは2回目なのですが、ここでは金銭補償を行う場合につ

いて言っているのです。市場が成立していない、例えば土地の取引が親族間でしか行われていないというときに、土地に対する補償を金銭で行うということは普通は考えられないですよ。同じことを何回も言っているのですけれども。

○原科座長 さっきもおっしゃいましたね。その辺はどうなのでしょう。土地の市場価格が決まっていなくて、金銭補償に対して合意が普通は成り立たないだろうということですね。そういうことでオーケーという場合には当然、市場価格がなければイエスと言わないだろうということですね。つまり、参照すべき情報がなくて、市場価格で補償してくれなんて言うはずがないと。

○福田委員 そういうときは通常は代替地による補償が行われるのであって、金銭補償が行われるということは考えにくいと思います。これはあくまで金銭補償を行う場合に幾ら補償するかということをもどのように算出するのかという議論の流れですので、ちょっと今の渡辺さんの指摘は違和感があったのですが。

○事務局（渡辺） 例えば代替地がない、ないしは代替地を探そうとすると非常に遠い場所になってしまうということがあり得るわけです。ですから、移転する本人も金銭補償の方を望むということはあるわけで、その金銭補償をするときに、直接マーケットは成立していないけれども、何か参照して価格をつけるということはある得ると思っています。

○原科座長 市場がなくてもそういうことを求める場合があるということですね。

○福田委員 その場合は、具体的にその金銭補償によってどこの土地を買うということが想定されるのですか。

○事務局（渡辺） いえ、本人が金銭補償を望む場合には、別にどこの土地を買うという前提ではなくて、それは移転者本人が決めることになると思います。

○福田委員 そういう場合を直接目の当たりにしたわけではないのでわからないのですが、基本的にはもらった金銭で同等な生活が送れるということを保障するためにどうやって価格を算出するかという話をしているので、通常は土地を失ったらもらったお金でどこかで土地を購入するということになると思うのです。それはその市場価格を調べるということになると思うのですけれども。

○事務局（渡辺） 今、福田委員が言われたのは、実際には市場がないけれども、市場価格を算定するときに、その場所の価格ではなくても、ほかの場所の価格を参照すればいいということですね。

○福田委員 世銀の定義に書いてあるのは、近隣であればいいのでしょうかけれども、同一

水準の生産水準、あるいはいろいろなものへのアクセスがある土地を新しく購入するのに必要な費用ということだと思います。

○事務局（渡辺）　ということで、実際にマーケットが成立していない場合はあると思いますので、市場価格というのは、そういったほかの場所なり、その場所に限らない非常に広くとれるような意味だということで理解させていただきたいと思います。

○原科座長　そうすると、今の御意見は、市場価格調査は可能な場合はやるという表現になりますか。そんな感じでよろしいでしょうか。

○福田委員　市場価格調査の内容そのものは、それは本当にケース・バイ・ケースで、いろいろなことがあり得るとするのは全くそのとおりです。

○原科座長　市場価格調査あるいはそれに相当する合理的な根拠を示すということですね。

○事務局（杉本）　その件に関して具体例を紹介させていただきます。

　実際、今回の現地調査でもそうですし、都市部等々でかなり取引があるという場合には、移転なり土地取得を担当する部局もなるべくそういったデータをリファレンスとして使ってやっていくということは基本的な動作としてやっているということは広く言えるのだらうと思います。地方部については、今、渡辺課長からもありましたように実際難しいところではあるのですが、そういった場合には、例えば場所を移る場合、そこに家を移すような場合には、同じものを同じような程度の材料を使って持っていくものを一件一件ばらしてやるですとか、物によっていろいろな方法をとっているかと思いますが、市場調査といった場合にぱっと思いつくのは、例えばコンサルタントを雇って、これらの資材が幾らで売り買いされていますかというようなことを聞いて回って、それを集計して幾らだというような方法はあるかと思うのですけれども、座長が先ほどおっしゃいましたように、その土地に応じていろいろな方法がありますし、またそうでないと合理的な判断がなかなかできないのではないかなと思います。その意味では、これがすべてのケースに当てはまるかどうかというのは自信がないところではありますが、環境レビューにおいては、何でこういった数字を出すのかということを議論しますけれども、いろいろなデータをリファレンスとして引っ張ってきて、その中で我々はここの水準が妥当だと考えるというようなことをやっているケースが多いと思いますので、そういった用地取得移転担当部署が日常やっているプラクティス、不足があればそれをどうやって改善していくかということも含まれるかと思いますが、そういったものも含めて市場調査という形で理解できるのであれば、広い意味で一般的にもやられているということはあるのかなと思います。

○原科座長 わかりました。市場価格調査が可能であればもちろんやっていただくけれども、それが難しい場合もあり得るだろうということで、そのときには合理的な根拠を示すと、そういうようなことでよろしいでしょうか。

満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今の座長のまとめには若干異論がありまして、杉本さんがおっしゃったのは、いろいろなやり方があるろう、要は市場価格調査の文脈をその事業、地域に適したいろいろなオプションがあるろうということを前提としたら市場価格調査というものは実施されるべきということもよろしいというふうに私は解釈したのですが、そういうまとめにはできませんでしょうか。

○原科座長 まず市場価格調査やっていただく、それがだめな場合には、それに相当する方法といたしますか、どういう言い方がいいですか。表現としての御希望は。

○一般参加者（満田） 今ほど杉本課長がおっしゃった、いろいろなやり方あって、要は市場価格調査といってもいろいろなオプションがあるという文脈の市場調査だってあり得るよというふうに私は解釈したので、やはりこの文案どおり「再取得価格算定のために市場価格調査が実施されていなければならない」というふうに私は提案したいと思っております。

○原科座長 私は市場価格調査が常に可能かどうかちょっと疑問がありまして、そうかなと思ったので申し上げたのですが。

○事務局（杉本） ただ、そういったいろいろな行政がやっているケースも含めるとすれば、表現として「市場価格調査」という言い方が適切なのかどうかとの点があります。通常、市場価格調査と言った場合には、ステレオタイプで思いつくケースが多いかと思えますので、もしそういった広い概念のものもある程度認めうるということがリーズナブルといたしますか現実的な範囲だということであれば、これに該当する表現をどうするかというのはあるのかなと思っております。

あと、御趣旨としては、こういった調査が環境レビューなりアプレイザル、意思決定をするまでになされていなければということだと思っておりますけれども、実際、今、途上国でも、特に都市部かと思いますが、インフレ等々もあっていろいろなデータや数字が動いています。また、実際に用地取得なり住民移転が行われるのは円借款の意思決定をしたらすぐというわけではなく、それから詳細設計をやって、実際に線引きをして区画が決まって、

そこで交渉して決めていくという形になるかと思えます。ですので、最初にきちんとした形でできればそれにこしたことはないと思うのですけれども、再現性といいますか、その時点でのものが、フレームワークはともかくとして、データとしては古くなってしまいうことが、実際の用地取得、住民移転と判断時点のものを比べるとどうしても出てきてしまうだろうというのがあります。ですので、もう一回同じことを実施するのは非常に大変だというような調査については、用地取得や住民移転がすぐその段階で実施できますということであればいいと思うのですけれども、実態を考えると、せっかくだ行っただけの調査が実際の移転の際には、その方向性はともかく、データとしては古くなってしまっていて、調査をもう一回やり直さなければいけないというようなことも出てくるのかなというのを思っています。

そういった意味も含めまして、いろいろな行政手続の一環ということも含めた、システムとしてでき上がっているもので使えるものがあれば、それは積極的に活用していくべきであると思います。それが「市場価格調査」という言葉でいいのかどうかということも、先ほど冒頭で申し上げましたが、現実的な手段としてはとりうるのかなというところは感じております。

○原科座長 では、2人。今のところですか。では、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

ちょっと文言レベルの話でもめて時間もすごくかかっていて申しわけないなと思っているので、1つにはその中間報告の文案のときに再度議論するというオプションもありかなと思っている次第です。ただ、再取得価格の世銀の定義をもう一度読みますと、例えばこれは農地の場合なのですが、「同等の生産性を持った近隣の」と書いてあるので、先ほどの渡辺さんの例だと「類似」のというように読みかえるしかないのかなとは思ったのですが、「近隣の土地の市場価格（事業前または移転前のどちらか高い方）+類似のレベルの整備するためのコスト+登録・受け渡しコスト」というようなことが書いてあるのです。都市域については、「同等のサイズ及び用途の土地と同様またはそれ以上の公共インフラ設備・サービスを有した近隣の土地の市場価格（事業前または移転前のどちらか高い方）+登録・受け渡しコスト」というようなことが書いてありまして、やはり市場価格というものがこの再取得価格のベースにあるのかなと私は考えている次第です。

杉本課長が言われたタイミングの話は非常に重要だと考えておりまして、確かに審査段階では移転というものは将来の話であることが多いので、やはりモニタリングの時点でこ

うした確認は必要になっていることは私も全く賛成でございます。とはいうものの、どういう根拠で現在の費用が見積もられ、それが適切な修正を行いながら今後反映されていくかということは審査段階での確認事項になろうかと考えております。ただ、この話に関しては文言レベルの話でかなりの時間を費やしておりますので、文言レベルの話は中間報告後に議論というオプションもあるかとは思っております。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、松下委員も御意見がおありですね。

○松下委員 ここではガイドラインの文案を議論するということではないという前提で、考え方を整理するというところで、これまでの議論で聞いたことについてコメントしたいのですが。

今、満田さんから市場価格調査について定義が紹介されたのは非常にわかりやすかったのですが、市場価格調査ということは一定の定義があるのですね。市場価格調査が実施されなければならないと書くと、先ほど座長が言われたこととか、あるいはJICA・JBICの方が言われている考慮、市場価格調査が実施できない場合の対応が難しくなると考えますので、土地に対する補償は、一般的な原理から考えると、その土地を持っていることによって将来にわたって得られるいろいろなサービスとか収入機会を現在価値に割り引いたものが土地の価格だと思うのですが、それをあらわす1つの方法として市場価格調査があって、近傍類似の取引を参照する、それが一般的に行われていることですが、それができない場合は、先ほど座長が言われたように、それにかわる合理的な方法で根拠を算定するというようなことを入れておく方が適當ではないかと考えます。

○原科座長 今の松下委員の御意見、いかがでしょう。大体そんな形でまとめてよろしいかどうかですが。

○福田委員 「市場価格調査」という表現がある一定の決まったタイプの調査をあらわしてリジッド過ぎるという御指摘は、まあそういうこともあるのかなというので、表現の方向性というのは考えてもいいかなと思っています。

2点ほどコメントさせていただきたいのですが……、何をコメントしようとしたのだけ。ちょっとパスします。

○原科座長 では、この部分、「再取得価格」という表現は使いますね。それからそのために「市場価格調査」、これは「等」という言い方がよくありますけれども、そんな感じでしょうかね。

○福田委員 済みません、思い出しました。2点ほど申し上げたいのです。

1点は松下先生がおっしゃった点についてなのですが、先ほど再取得価格の定義について御紹介がありましたが、再取得価格というのは決して土地の現在価値を評価するための方法ではないのですね。あくまでも補償の金額の算出のための方法で、再取得価格という考え方が現在価値、要するに現在の市場価値と何が違うかということ、そのお金をもらって新しいものを買える、新しい家が建てられるというところにポイントを絞った概念である。そういう意味では、例えば今の家が30年たっていたら、普通、現在価値は幾らかということであればその分の減価償却ということになってくるのでしょうけれども、再取得価格というのは基本的に新しい家を建てるためにどれだけ必要かということを経済計算していただくという概念であるということが1点です。

それから、先ほど杉本さんがおっしゃった、実際に再取得価格を算定するタイミングの問題ですが、それはそのとおりでだと思っていて、恐らく審査の段階では、その調査が実施されていることではなくて、調査がきちんとこれから行われるのですか、どういうふうに出算するのですかということを確認していくことになるのだらうと思います。ただ、ガイドラインの規定というのは、例えばモニタリングの話であるとか、実は将来やることについても結構あるので、レビュー段階ではそれが将来きちんと行えるかということを確認するのだということは、規定ぶりとしてはそんなにおかしくない話なのかなと思います。

○原科座長 大分これに時間を使いましたので、そろそろ切りをつけたいと思いますけれども、「市場価格調査等」ぐらいの感じでいきましょうかね。それから、タイミングのことは、もちろん将来モニタリングをして、価格が変われば当然それに対応しなければいけないですから、それはその段階でということにいたしましょう。

北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

10分弱おくれて参りまして、今日の取り進め方について若干追いついていない部分があるのですが、この有識者会議でこれまでやってきた作業は、松下委員とか高梨委員がおっしゃったように、ガイドラインの素案そのものではなくて論点の整理をするということだと理解しています。今座長が取りまとめているのは、ガイドラインの案文のような印象を受けましたが、引き続き中間報告に盛り込む論点の書きぶりのところで議論されているという理解で良いですか。

○原科座長 おっしゃるとおりです。

よろしいでしょうか。

では、②「事前の補償」に移ります。

現行の規定は、J B I C第2部の1、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない」、こういう表現になっております。

NGOの皆さんの御意見は、「適切な時期」というのは「移転前」と明確に記すべきだということだと思います。御意見をお願いします。

○福田委員 これについては、別紙の資料に書かせていただいたとおり、「補償が事前」という形でガイドラインの中に盛り込んでいただければいいと思っております。当初の提案は「補償及び支援策が、移転前に」ということで提案させていただいたのですが、支援策の中には移転後でないと提供できない支援策があるという御指摘については全くそのとおりだと思いますので、支援策については移転前あるいは事前と規定するのはちょっと困難があるのかなと思っております。時間もあれなので、この点についての趣旨説明等々は省かせていただきます。もしあれば聞いていただければと思いますが。

○原科座長 この点は大体そういうようなことでいけると考えていいですか。

○事務局（杉本） はい。こういう形で切り分けて整理するということであれば、基本的に環境レビュー時に確認しているものとタイムフレームとしてはそろうと思っておりますので、対応可能な内容ではないかと思っております。

○原科座長 どうもありがとうございます。

それでは、この点はほかにございますか。

○高梨委員 これも現場での経験なのですが、事前という点についてですが、途上国において事前にお金を渡したりすると、飲んだり食べたりでなくなってしまうこともあったりして、必ずしも事前がいつもいいのかなというのがあります。これは清水委員とは別途お話ししたことがあるのですが、ガイドラインの本文で「適切な時期に」というと、事前に、それこそさあ受け取りなさいというような形でいいのかなどうか。やはりそれはプロジェクトによって若干違うのではないかな。だから、補償を前もって渡しても、それを使ってしまって、本人がまたくださいというようなこともあったり、それは悪い意味ではないのですが、そういうことで必要なお金というのも当然あると考えられるのですが、「事前の補償」というのがいいのかなどうか、例えば現行の文言でも十分ではないかなという気もするのですが。

○原科座長 今のは現場でそういう状況だということでございますので、これは考えた方がいいと思いますが、どうでしょう。

○清水委員 私の名前が出ましたので、少しコメントさせていただきます。

高梨委員と以前この件で意見交換させていただいたのですけれども、そのときには私も、確かに事前に補償が渡されることによって住民がお金を使ってしまうということはあるので、その弊害はあると申し上げました。

この事例、これは円借款の検討を現在しているサンロケの灌漑だと考えていますけれども、補償を既に渡してしまった、けれど移転が進んでいない、これがかなり長い期間たっているのです。要するに、そういう長い期間たってしまったということが1つあると思うのです。私たちがここで提言として申し上げている趣旨は、だからといって、移転した後何カ月も、また数年も補償を住民が待ちわびていて、移転後の家の建設が終われないだとか収容できないだとか、少なくともそういう事態は回避しなくてはいけないという趣旨で提案させていただきました。なので、難しいなとは思いますが、少なくとも事前による弊害はあるかもしれませんが、例えば余りにも前過ぎないようなタイミングで払ったりというようなことでそれは防げるのではないかと思います。

また、これはスリランカの南部ハイウェイ建設事業であったもので、ADBが入っていたのでと言うと、済みません、語弊があったかもしれませんが、事前の補償が住民移転計画の中で義務づけられていたわけですが、実はそれとセットになって住民へのキャパシティビルディングというものが盛り込まれていました。今までそこまで大金を持っていなかった住民が突然大金を持つようになるということに関して、どう使うかというようにに関して、実施機関側から住民に対してキャパシティビルディングを行うということもセットで少なくとも計画はされていました。そういうこともセットで考えていったらいいのではないかと思います。

○原科座長 だから、金銭補償というのは慎重にやらなければいけないということもあると思います。だから難しい話ですね。そうすると、清水さんは「事前」という表現を使った方がいいと、高梨委員はこれはちょっと注意した方がいいという御意見ですね。

さっきからたくさん手が挙がっていますね。では、福田委員、どうぞ。

○福田委員 今の高梨さんのお話はなかなか含蓄のあるお話だなと思ったのですが、対策としてどういうものが考えられるのかということをもまずは御紹介いただいたらいいかなと思うのです。そういう事態を防ぐ方法は幾つか考えられると思うのですが、移転後に補償

を払わなくてはいけないというのはよくわからないなと思っていて、というのは、新しい土地を買って、新しい家の材料を買って、新しい家を建ててという費用が発生するのはいずれにせよ移転前だと思うのです。その費用が発生した段階で支払いを行うとか、そういう方法はある程度、例えば各世帯にそれだけ持ちこたえるだけのお金があればそういう方法は考えられるのかなと思うのですけれども。

○原科座長 そうしますと、「移転前の適切な時期に」という、そんな感じですか。

○福田委員 いずれにしても、まずは高梨さんにどのようにしたらいいのだろうということをお紹介いただきたいなと思いました。

○高梨委員 それは非常に難しいですね。住民説明会みたいなことをしっかりやらなければいけないのです。これからお金を渡します、それについてこうですということを本当に徹底的にやらなければいけないのです。ところがなかなかそれが十分伝わらないものですからね。さっきのお話にあったように急に大金を手にするようなこともある。それが自分たちの生活のために新しい建物をつくるために必要だということが必ずしも理解されないこともあったりする。それから、往々にしてグループでやるものですから、そういう場合には現地政府機関がイニシアチブをとって、ではいついつ行きましょうかと。その間のコストについてはグループで賄ったり、例えば政府が補償するなり何なりでやるということで、全く個人個人がばらばらにやるというのは少ないのだろうと思うのです。その意味では、タイミング的にいつも前もって渡さなければいけないということではなくて、移転の進行ぐあいを見ながら、どこかの時点で、それこそ分割払いもあるでしょうし、考えていく。要するに、文言を考える場合、1つだと、ではそれだけでやるのかということになるので。今はまだワーディングの話ではないと思うのですけれども。

○原科座長 ワーディングにもかかってきますね、考え方をどう示すかです。少しはワーディングも考えながらやらないとうまく表現できないですね。

それでは、千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 今の高梨さんの意見に関係するのですけれども、私が見た事例でも、補償を事前に払ってしまうと、開発主体の方からは払ったのにどいてもらえないリスクというのを負うわけですね。よく運用上分割払いにして、最後の支払いを移転後とか移転と同時にとかいうことをやるケースというのはよくあって、余りリジッドに事前というと支障を来すケースもあるのかなと思います。

○原科座長 分割払いで払っていくと。

さっきからフロアから。満田さん、いいですか。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私は、やはり原則事前に補償が支払われるべきだと考えております。その理由としては、福田委員が言ったように移転には諸費用がかかるわけで、少なくとも補償というものが、金銭的補償の場合ですが、土地とか家屋とか、あるいは農地とかを買うという前提で支払われる以上、事後に支払われて、あるいは補償金の支払いがなかなかされずに困っている住民がいるようなケースもあり得ることを考えますと、原則は事前なのだと考えております。ただ、高梨委員御紹介のように使い込んでしまうというケースはあるわけで、それは高梨委員がおっしゃった説明会ですとか、清水委員御紹介のキャパシティビルディングで手当てされなくてはならず、あるケースでは移転後の場合でも使い込んでしまったようなケースがあることはありますので、そういった一種の支援でしょうか、そういうものは追加的に事業ごとに考えられなくてはならないのなど考えております。

○原科座長 必ず事前というとなかなか難しそうですが、「原則として事前」とかそんな表現の方がいいのでしょうかね。どうでしょう。

では、もう1人、そちらの方。

○一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

先ほど清水委員からサンロケダムの灌漑の話が出ましたので、少し補足をさせていただきたいと思います。このアグノ川の統合灌漑事業というものは、今、JBICさんが審査をされているものですが、2006年の12月に移転世帯百何世帯かに既に補償が支払われているのですね。ただし、今、一人としてまだ移転していないような状況になっていまして、ほとんどの世帯の方は皆さん口々に、使い込んでもう補償金は手元に残っていませんとおっしゃっています。でも、この背景には、1つは、彼らが移転する移転地が一応用意されることになっていまして、そこに彼らが受け取った補償金を使って自分たちで家を建設することになっているのですが、その移転地自体がまだブルドーザーが入っていて、整備がされていない、水のパイプラインも引かれていない、電気も来ていないような状況で、ではだれが動くのかというような状況がまずあったわけです。それからもう1つ、その移転地に移転しても彼らがこれから生きていく生計手段がなかったために、そこに動くインセンティブがなかったというようなこともありますし、個別案件のこの件に関しては、事前に渡したことで住民が使い込んでしまったという背景にはそういった事情があったということです。

私は、金銭補償は原則としては事前に、特に、再取得価格と先ほどから議論されてきましたけれども、そこにかかわる部分については事前に支払われるべきものであると思います。というのは、同じ案件になりますけれども、サンロケダムの場合などでも、自分たちが移転するときにブルドーザーがもう入ってきてしまった、そしてもうすぐに移転しなければいけないということで、そのときに金銭補償がなされていない。自分たちは行く場所も決まっていなくて、片や金銭補償もまだもらっていないので、では自分たちはどこに家を建てればいいのか、場所が見つかって家をどこに建てればいいのかというような状況もあるわけです。そういうことを考えますと、やはり原則事前ということがガイドラインに書かれることがよろしいかと思っております。

○原科座長 「原則事前に」というような表現になりましょうか。

○清水委員 「原則事前に」ということで原科先生がまとめられたのですけれども、私、先ほども申し上げたのですけれども、そもそも第2部の頭のところに原則と書いてありまして、その原則の中の原則って一体どれほどの原則なのだろうとちょっと思ったので、一言コメントです。

○原科座長 もう全部原則になっているから。

○清水委員 基本的には原則で、例外がその中にあるという考え方だと思いますが、その原則の原則というのは何か程度がよくわからないなど。

○原科座長 原則の二乗になってしまう。では、「事前の適切な時期に」とか、やはり時期も適切に選ばなければいけないと思いますから、そのような表現になりましょうか。

○福田委員 そういう文言で合意していただけるということであればいいのですが、やはり最初にきちんと趣旨説明をすべきだったのだろうなと思って私は反省しているのですが、例によってカンボジアの国道1号線の話をするのですけれども、カンボジアの国道1号線の場合は移転前に補償が支払われて、しかしこの補償の額が低かった。相当昔に決められた単価に基づいて補償しまして、その後紆余曲折あって、最近また再取得価格による再補償が支払われたのですね。これは移転から相当たってしまっていて、やはりこの間に皆さん借金をしてしまうのです。借金をして、月10とかそういう利子がついてしまって、利子を返すのがやっとでまだ元本が返せないとか、そういう話は結構いろいろあって、やはり移転の際に必要な費用というのは最初に持ってあげないと、補償がおくれたせいでこういう追加的な費用が発生したという紛争をずるずると招くのではないかということは私は常に懸念しているところであります。そういう意味で、原則として事前に支払われるとい

うことがやはり必要なのだろうと思っているところはあります。

先ほど千吉良さんがおっしゃった、移転のインセンティブを与える方法の1つとして、例えば移転後に残り3分の1渡しましょうというやり方は確かにあり得るのかなという感じはするのですが、それはいいところと悪いところがあって、それはそれで移転後に渡すことによって困る人たちが出てくる可能性はあると思うのですね。お金を渡したのに移転してくれないというのは、やはりそこまでのプロセスで何か納得していないとか、補償の費用が低過ぎるとか、恐らくいろいろな理由があってその人は移転しないと思うのです。それはもちろん移転費用の支払いのプロセスの中でそういうインセンティブ構造をつくるというのも1つだと思うのですが、事前にどれだけきちんと住民の方と移転計画について協議をするのかとか、再取得価格できちんと補償しますよとか、あるいは合意の過程できちんと納得を得るというプロセスを経ることでそういうケースについては対処していくというのも1つの考え方かなと思います。

○原科座長 それでは、全体で原則としてと書いてあるので、ガイドラインのつくりによりますけど、この部分は原則として事前という考え方ということで整理させていただいて、表現の仕方は工夫いたしましょう。それから、「適切な時期」というのもできたら盛り込みたいと思います。

それでは、次に参ります。よろしいでしょうか。

○事務局（杉本） 済みません、先ほど福田委員からの提言に関しまして即答してしまったのですが、その後1つだけ思い出したことがあります。先ほど千吉良委員がおっしゃられたことにも関係するのですが、国なり実施機関のやり方ということで、これは地域なりその場所の特性を見極めてということだと思いますが、分割払いにするなりということをやっている、ルールとしてそういうものを持っているということも、ちょっと今案件名を思い出せませんが、あったと記憶しています。当然そこは、そういったやり方でいいのかどうかというのは環境レビューなり審査のときの1つの議論のポイントになる点ですので、全く何が何でもそれはかばわなければいけないというものかどうかというのはあるのですけれども、そういったものも一応いいものであれば取り込めるような余地を、頭の原則でカバーできるのかもしれませんが、考慮していただければということをお願い申し上げます。

○原科座長 それでは、原則としてということをつけた上で、基本的には事前ということ、それから適切な時期ということで補償するということにします。

では、24ページの下の方、今度は③「移転・補償合意文書」のところに移ります。ただ、時間が3時半になってきたので、ちょっと休憩します。今3時28分ですので、40分に再開いたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○原科座長 それでは、時間になりましたので再開いたします。

③「移転・補償合意文書」。

ここに関する現行のガイドライン規定を確認します。「非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避を可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない」、そのようなことになっております。

NGOの方からの御意見が出ております。これを御説明いただけますか。特にいいですか。この書いていることで。合意の文書ですね。「対象者は移転及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならず、また合意書は対象者に渡されていなくてはならない」。

○清水委員 原科先生、FoEの波多江の方から趣旨説明を。

○原科委員 どうぞ。

○一般参加者（波多江） FoE Japanの波多江です。

この点の私たちの定義について趣旨説明をさせていただきたいのですが、まず、当初私たちがNGO提言書の中で挙げました合意書に焦点を当てた提言を若干修正させていただきたいと考えております。

修正の内容としましては、合意した補償内容の対象者への手交また配布と申しますか、それが行われなければならないというように提言の内容を変えさせていただきたいと思っております。

と申しますのは、私たちが提言しました趣旨なのですけれども、最初は合意書ということで書かせていただいたものなのですけれども、必ずしも移転の対象者が補償内容をちゃんと理解していないことがある。そして、理解していないがために、移転措置が行われた際、あるいは補償金が支払われた後にその補償内容を確認できなくて、結局正当な補償措置、

移転措置が受けられなかったケースがあったわけです。それを防ぐためにどうしたらいいかということもNGOの中で考えまして、補償内容が対象者にちゃんと手交されていないといけないというようなことを考えたわけです。

補償の内容には2つあるかと思っていて、1つは一般的な補償措置ですとか移転措置、例えば雇用の優先を行いますよ、あるいは再定住地で水・電気などは無料で支給しますよとか、そういったことを事業者が移転の交渉のときに住民の方に口頭のみで伝えることがあるわけです。そういったものは本当であれば移転計画に盛り込まれているべき内容だと思うのです。もう1つは補償の水準ですね。例えば1平米50万円ですよとか、そういった一般的な補償の水準あるいは措置、そういったものは移転計画に含まれているべきであろうと。

もう1つ補償の内容としまして、先ほどから話題に出ている再取得価格の場合に、土地の補償をあなたの世帯には何十平米あるので何十万あげますというような各世帯ごとに補償の内容が書かれている算定書とかインベントリー・リストと申しますか、そうした書面が2つあるかと思えます。

前者の方は⑤の「情報公開と協議」というところでお話しさせていただければと思うのですが、この③で取り上げたいのは、各世帯への算定書であるとか、補償内容がちゃんと対象者に理解できるように書面で手交されている、あるいは受け取った額が自分たちが補償内容だと思っていた額と整合性がある、同じ額がもらえたというようなことがしっかりと確認できるような手段とか証拠として残せるような書面、そうしたものが配布されていることが必要であると思っています。

そういったことから、きょう配布させていただいております文案がありますが、その7番、「各世帯に対する補償内容が記載された文書は対象者が理解かつ確認できるよう、配布されていないといけない」というような趣旨を今回のガイドラインの改訂に当たって盛り込んでいただければということです。

○原科座長 今のは、「合意書」ではなくて、「補償内容が記載された文書」という表現に変えたいということで、それが対象者に理解され確認できるようになっていないといけないということでございます。

これに対しましてJJの側からの御意見は、ここに書いてございますけれども、「個別合意の内容や合意書の配布状況……」、これは合意ではないですね。補償内容ですね。ちょっと対象が違ってまいりますけれども、「合意」という言葉を避けたのは、「合意」と

という言葉で難しさが出てくるから避けたということになりますか、今の御提案は。合意書というのをやめたのは。

○一般参加者（波多江） 合意書というものはここではとりあえず私たちの提案からは削除ということです。

○原科座長 そうするとちょっと表現が変わりましたので、これに関して改めてJJの側から。これは内容が変わってきますので、この回答ではない格好になりますね。

○事務局（杉本） 今御提案いただきました点ですけれども、もともとが「合意書」、今回御提案いただいているものが「補償内容が記載された文書」ということで、いずれにせよ、補償対象となる個々人に対してあなたはこういった補償内容かということがそれを見ればわかるものだと理解しております。この件は、どれぐらいの国なりで実施できるような素地があるかということもちょっと考え、調べてみたところでは、確かにこれとは違った形で類似の形態を行っているようなケースもあるのですが、先ほどの別な議論と似たような話になってしまいますけれども、やはり行政手続に関することということもあるので、一律どこまで適用していくことができるか、特にどのぐらいの移転世帯数になるのかということも考えた場合に一気にこれを適用していくことがどれだけできるかなというところは1つあるのかなと思います。

ただ、こういったことをやっているかということについて、別の例ですが、ベトナムなんかですと、社会主義ということもあるのかと思いますが、担当する人民委員会において、補償のプロセスや、プロセスに沿って作成される書類が順次掲示されていくという形でやっています、各人との合意文書も取り交わしているということ为先日の補足調査でやった2案件については言っておりました。それに加えて、人民委員会に誰がどのぐらいの土地を持っていて幾らでこの補償を受けるというようなことを掲示して、それに対して異議があればいつまでに申し出てくださいというような形で対応しています。また地域によっては、いろいろな特性から、必ずしもこういった紙でなくても、口頭なりでやっていくことで対応できているケースもあるかと思いますが、規模によってこういった対応をするかということが分かれているケースもあるのかなと思います。

ですので、何らかの形でこういったことがきちんと担保されていくことが重要だということは認識しているのですけれども、一律対応していくということが相手方の行政手続の関係でどこまで現実的かなというところは懸念するところでもあります。

○原科座長 でも、基本的に伝わっていないとまずいのはそのとおりですよ。だから、

原則としてそういうことでない。

○事務局（杉本） もちろん、合意内容を関係者が理解しているということは重要な点だということは思っております。

○原科座長 補償内容についてきちんと伝えてもらうということに関しては、皆さんよろしいですね。

では、次の④に参りましょう。「住民移転計画」です。

「大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転に係る基本計画等が提出されなければならない」と書かれております。

これに関しましてやはり御意見いただいております。では、NGOの方、御意見の補完をどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

ここの趣旨は、現行ガイドラインに大規模住民移転が発生する場合には移転計画、基本計画等が提出されなければならないと書いてあるのですが、必ずしもその中に含むべき内容がガイドライン上では規定されていないので、これを規定していただきたいというのが趣旨であります。

この論点表の中身としましては、この論点表の最後に別添1という形で、NGO提言の住民移転計画書に含んでいただきたい内容と世銀のOP4.12のAnnex Aの内容ということで比較をしていただいております。新JICAさんの方でOP4.12で準じた形で規定していくということであれば、このNGO提言にはOP4.12に入っていない細かいものも提言しているのですが、これがどうしても入っていないと困るということではなく、4.12に準じていただくのであればそれでも構わないのかなとは思っています。

○原科座長 それでは、「住民移転に係る基本計画等」という表現を「住民移転計画」という表現にしてもらいたいということが1つですか。

○一般参加者（田辺） はい。

○原科座長 それから、その内容に関しては、別添1のような形での提言もありますけれども、もし世銀のオペレーションポリシーの4.12、Annex Aに書いてあるようなことで対応されるなら、それもよろしいと。

この点に関してはいかがでしょうか。

○事務局（杉本） 今御意見いただきました点について、基本的に世銀のOP4.12に沿った形で内容を整理し、策定していくということによいのではないかと我々の方でも考

えております。また、一部相手国政府側から聞いたことがある話としまして、E I Aについてはどういった点をカバーすべきかということが別表として現在のガイドラインに掲載されているのに対し、住民移転計画についてはそれが無い。住民移転計画をつくる場合にどういった内容でつくっていくべきかということがここにはないので、当然コンサルタントが既に雇用されていれば彼らと協議して作成するということになりませんが、その場合、当該コンサルタントの持っているノウハウなり考え方に若干左右されるというような話を聞いたことがあります。ですので、何らかの標準的なスタイルというものをガイドラインの中で規定しておくということは、ユーザー側の利便性——表現が適切でないかもしれませんが——を考えた場合でも一定の効果があるのかなと考えております。

別添1の中では、NGO提言で「市場価格調査に係る計画」というのがありますけれども、これは先ほど議論があったところでもありますので、それを除いたところの世銀のOP4.12の内容については大体のケースで含まれている内容だとは思いますが。ただ1つ、実際の様々な対応と比べると、この中でもある意味内容として2つに分かれてくるところがあるのかなと思っております。前半のその地域なり社会なりがどういう状況かというものを大きくりに調査する部分と、あとはそれに対するいろいろな対応を検討する部分ということなのですが、案件によっては、特に後半のどういった対応をしていくかということで、項目に該当するものがないですとか、新たな項目が必要ということも出てくるかと思っておりますので、標準的なものを示しておくことは意義があると思うのですが、一定の柔軟性が失われてしまうと逆に使う側として縛られてしまうようなこともあるのではないかと。そこはいろいろと話をし、こういう使い方ということを説明していきなり、これはこういう性格のものであるということで書き方を工夫していくということはあると思うのですが、特に自然環境よりも社会環境を分析していく、そしてその対応を検討していくという部分については、やはりバリエーションがあるかと思っておりますので、そのあたりをどういった形で実際の文言で表現するかというところは1つ注意する必要があるのかなと考えております。また、繰り返しになりますが、方向性としてこういった方向性でまとめっていくということで思っております。

○原科座長 ありがとうございます。

それでは、住民移転計画が策定されなければならないということの記述と、その中身に関しては、基本として世銀のOP4.12の枠組みを使う、しかし当該国の事情等がございますから、それに応じて必要なものを加えていくということになりますかね。そんなこ

とにいたしましょう。

その下の共通で福田委員から意見をいただいております。これはどのようにになりますでしょうか。「住民移転計画案の策定を支援すべき」という御意見。

○福田委員 これも協力準備調査のやり方に関する私からのコメントということになりますので、また次回、協力準備調査についてまとめてお話しさせていただくときに触れさせていただきたいと思います。

○原科座長 それでは、次に参ります。⑤「情報公開と協議」。25ページから26ページ、27ページにかけてです。きょうは最低限このおしまいまでは行きたいと思います。

まず現行の規定の確認ですが、「プロジェクトは、それが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。特に、環境に与える影響が大きいと考えられるプロジェクトについては、プロジェクト計画の代替案を検討するような早期の段階から、情報が公開された上で、地域住民等のステークホルダーとの十分な協議を経て、その結果がプロジェクト内容に反映されていることが必要である」、これが1つです。それから、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない」、こういうことになっております。

情報公開と協議に関することですが、それに関しましてNGOの方から随分長い意見をいただいておりますので、これを御紹介いただきたいと思います。

○清水委員 この情報公開と協議に関する論点なのですが、今、原科先生にお読みいただいた、「非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには……参加が促進されていなければならない」というところなのですが、この論点はまさに参加をどのように実施していくかというところにかかわってくると思います。

この論点は大きく分けて5つのポイントがあると考えていまして、まず1つ目は、住民移転計画のドラフトの公開。2つ目は、そのドラフトをもとに協議をするということ。3点目は、住民移転計画の最終版も公開するということです。4点目は、住民移転計画のドラフトが出た段階でその主要な内容について住民に配布するという。5点目は、その最終版で確認した住民移転計画の内容についても配布するという。この1番目から3番目の住民移転計画のドラフト公開、協議、最終版の公開というところは世銀のスタンダード、ADBのスタンダードにもなっていますし、恐らくトゥ・マッチな話ではないのだらうと思うのですが、4番目と5番目については確かに、自分から言ってしまう

いますと、ADB、世銀にも書いていないわけであります。こういった規定はない。それでもなおかつ私たちがこれが重要だと思ったからここに書いてあるわけです。

まず住民移転計画のドラフトの公開ですけれども、これはトゥ・マッチと言いつつ、4番目については余りトゥ・マッチではないかもしれない。というのも、ドラフトの公開時に協議をしている例は今のJBICさんでも多くあると思いますけれども、その協議の際に住民移転計画の主要な内容について簡単に数ページで記したものなり何なりを協議の場で住民に配るとするのは今でもやっている例はあると思っています。実際に私が先日スマラン総合水資源・洪水対策事業の協議に出た際も住民移転計画の内容が配られていましたし、協議をするときに、物すごいちゃんとしたものになると分厚いものになりますので、住民移転計画を住民の方々にわかりやすく説明した文書があった方がいいのだらうと思いますし、実際にやっている例もあるのではないかと思いますので、そんなに難しくもないのかなと思っています。

一方、住民移転計画の最終版の公開についてですけれども、これも非常に重要だと思っています。というのも、ドラフト時に住民と協議を行い、その後、最終版になったことを知らないまま住民と事業者側が補償交渉をしていくということは避けなければいけないのだらうと思います。ドラフトで公開された内容と最終版で公開された内容と違う部分は大いにおかしくないわけですし、実際に住民が事業者と補償交渉するときには、この最終版の補償の規定にのっとって事業者側は補償交渉をするわけですから、その情報について住民側が知らないと、もちろん公開されているわけですけれども、アクセスが難しいとかいろいろ事情がありますので、そういった情報について入手しにくいという状況は避けるべきだと思います。

実際、例えば南部ハイウェイ建設事業なんかの場合でも、実はこの南部ハイウェイの場合には再取得価格が文書上は確保されていたのですけれども、私が現地の住民の人たちに話を聞いていると、事業者側に何でこんなに補償が低いのだと聞いたところ、これは減価償却が理由であると答えられたということです。本来、住民が住民移転計画の最終版の内容を正確に知って、再取得価格が保障されている、減価償却は考慮されなくていいのだということを知っていれば、そうじゃないでしょうという反論ができたわけですけれども、そういうことを知らずに受け入れてしまったという例もありますし、このRAPの最終版の公開というのも非常に重要だと思っています。ぜひ実現していただければと思います。

○原科座長 今の御意見、RAPの最終版の公開は、それはそのとおりでと思いますけれ

ども、委員の皆さん、いかがでしょう。どうして公開にならないのでしょうか。何かの手違いなのですかね。これは全くそのとおりでいいのではないのでしょうか。

5段階ということは、ドラフトと地域住民協議とかRAP最終版、これは変更した場合。最終版というのはどういう意味ですか。変更した場合の最後という意味ですかね。最終版というのは、例えば協議して一応ドラフトをやってファイナルができますね。また協議して手を加えてまた変わった、そういう最終の版という意味ですね。

○清水委員 はい、確定版。

○原科座長 確定版みたいなのかな。それから、それを世帯ごとに周知していただくということですね。それはそうですね。そのために話し合いをしているのでしょうか。

これらのことは特段問題ないような感じがしますが、どうですか。

○事務局（杉本） これもケース・バイ・ケースでして、必ずしもすべてのケースに当てはまるわけではないという理解ではおりますけれども、RAPの内容について自然環境を扱ったEIAと一番異なるのが、やはり人についていろいろと調べておりますので、そういった個人のデータというもの、特にこの別添1にあるセンサス調査という箇所があります。実際の内容は様々ですが、事業対象地域における人の、この人はどのぐらいの土地を持っていて、収入がどのぐらいで、何人家族でというような情報が出てきているようなセンサス調査、社会経済調査というものが基本的には含まれてきております。これも社会体制によってかなり異なりまして、先ほど御紹介したベトナムの例ですと、そういった個人の情報が社会主義体制のもとすべて公開されて、村のお裁きのような形で決められていく、ある意味全部丸裸にしてやっていくというような国もあります一方で、こういった情報は日本で言うと個人情報になってきますので、そういったものを悪意を持って調べて使おうと考えるとできないわけでもないということもあろうかと思えます。そのあたり、一律にどうこうというよりは、その状況に合わせて、その国で公開していくのかどうかというところも1つの重要な判断としてあろうかと思えますので、当該国で公開されているものかどうかというのは1つ考える基準としてあるのかなというところはございます。

○清水委員 杉本さん、ありがとうございます。

今の意見へのコメントなのですが、私たちがここで公開を求めている内容とは個人情報ではなくて、あくまでも⑤のところの、済みません、私先ほどちゃんと説明しなかったのですが、26ページの上から2ポツ目のところですね。「事業概要、補償に係る基本方針、補償受給対象者の定義、喪失する資産、補償方法、カット・オフ・デート」など、

要するにこの事業によって影響を受ける人たちがどのように補償されるのかというのが主に重要だと思っていることなのです。だれだれさんがどれぐらいの資産を持っているかということについては確かに支障もあるでしょうし、その部分は別に公開していただかなくても結構ですというか、もともとそういう提案は余りしていないのですけれども。私たちがここで公開してくださいと言っているのは補償方針にかかわることなのです。確かにRAPは社会経済調査も含まれている場合がほとんどだと思いますけれども、その場合でも、私が今まで見てきたのは個人情報というよりもむしろ統計的なアグリゲートな情報なので、そういった情報は出していただいて、個人の情報についてある場合にはそこは抜かしていただく形で公開していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○原科座長 それならいいのではないですか。

○事務局（杉本） 私の発言も途中でとめてしまったような形になり中途半端で申しわけありません。住民移転計画の協議に関しましては、サマリー等々が配布されているというケースも補足調査で紹介させていただいていまして、環境レビューをやる側としては現実的な対応というのを考えたいのですが、ある程度調査なりでこういった協議の実施の支援が得られるのであればそういったところから始めていくということもあろうかと思っておりますので、こういったことをサマリーと書くか、こういった方針を具体的な手段を使って説明するということなのか、ちょっとどういう表現がいいのかわかりませんが、そういったことを推奨するような形で入れていくということは、案件次第かとは思いますが、すぐやっていけるもの、もしくはもう現実として今実際に行っているものというものはあるかと思っております。ただ、そういったところで調査なりコンサルタントなりの支援が得られる、得られないというところは、一方で途上国という実態を考えますと現実的かどうかというところがあると思っておりますので、一律ということにすると実施が難しいようなところもあるのかなとは思っておりますけれども、何とかできるところから順次やってふやしていくようなことであれば、実際の例もありますので、これを広げていくようなことはできるのではないかと考えているところです。

○原科座長 ありがとうございます。

ということで、できるという判断で、ただ現実の状況では難しい例も若干あるという御説明でしたが、基本的にはできると考えてよろしいと思います。

フロアから手が挙がっていましたが、いいですか。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

杉本さんの回答が若干よくわからなかったところがあって、先ほど福田委員からもあったように、基本的には新J B I Cに劣るようなことはないだろうということであれば、まず住民移転計画の最終版を現地で公開するというのは、新J B I Cもそのような対応をとるという方向だと私は認識していますので、それは基本的に構わないということによろしいでしょうか。

その上で、我々はドラフトの公開、それからそのドラフトや住民移転計画最終版の内容をサマライズしたものを住民に配布するというようなことを協議の中で求めていくというところですので、我々の出した論点に対してどういう回答になるのかというのがちょっと見えなかったもので、もう一度クリアにさせていただきたいなと思います。

○原科座長 基本的にオーケーだとおっしゃったと私は思いましたけれども、そういうことではないのですか。

○事務局（杉本） 御指摘の点につきましては、基本的に新J B I Cで確保されているラインについては我々としても確保した形で今後検討していくということで考えております。

○原科座長 では、満田さん、どうぞ。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田ですが、住民移転計画の現地公開は確保していくという理解でよろしいのでしょうか。

○原科座長 そういうことだと思いますけれども。

○一般参加者（満田） 要は、ちょっと込み入っているのですが、例えば住民移転計画ドラフトというもの、それから先ほどの清水委員の御説明にあったのは、ドラフト及びファイナル段階で住民移転計画の説明のための書面のようなものが策定されていて、各世帯に配布されなければいけないということなのですが。つまり、今言っていたものに加えて、ドラフトの公開、それから書面の配布といったものがあるのですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

御参考までになのですが、私自身は住民移転のドラフトの公開というのは非常に重要だと考えておまして、世銀、ADBとも同様のドラフトの公開というものを規定しております。特に世銀などは住民移転計画のドラフトの現地における公開をアプレイザルの条件としてかなり明確に書いております。ですから、先ほど清水委員がトゥ・マッチかもしれないと言ったのは書面の方のことだと理解しておりますので、念のため補足させていただければと思います。

○事務局（杉本） 住民移転計画の公開については、当然現地で公開されていればそれと

同等の対応をとっていくということだと考えておりますが、どれぐらい現地の対応を促していく、もしくは基本的にやるかということを進めていくかということについては検討させていただければと思います。できるだけところは確保していかなければいけないとは思っているのですが、一方でその内容等々について個人的な情報というのもあって、ちょっと注意していく必要はあるかなと思っていますので。

○原科座長 個人情報にかかわらない格好での、方針とかそういうことなのでしょう。だから問題はないということ。むしろ住民移転計画を公開しなければ何の役にも立たないじゃないですか。当たり前のことですよね。おっしゃる個人情報という話とは違うレベルの話の皆さんはされていたと思いますけれども。

○事務局（杉本） あと、先ほど清水委員からいただいていた、その前の話でも出ていました、各人に対して書面を配布して、あとはそれをL/A等の法的合意を通じてという点ですが、実際の影響を受ける人の数ですとか、現地の行政でどういった形でそういった情報を伝達・シェアしていくかということもありますので、先ほど述べさせていただいたとおり、一律そういう形では難しいのかなという話と、それを踏まえてということですが、非常に客観的な形で○×がつけられるような形でないとなかなかローン・アグリーメント等に盛り込んでいく、要はそれができなければ即とめるというような対応になってしまうものについて借款契約のような形でいきなり盛り込んでいくというのはちょっとレベル感としてどうなのかなと感じている次第です。

○原科座長 住民移転計画はそれぞれの個人の問題で、さっき個人情報保護を大変言われたので個人のことを大事に思っておられるはずですから、それぞれの世帯にきちんと伝えるのは当たり前のことだと私は思いますけれども。それを知らないで移転させられたら困ってしまいますね。何らかの工夫をして伝えないとしようがないのではないですか。それができない状況でいいのでしょうか。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 ちょっと私もこれはわからない。公開の話はよくわかるのですが、配布の話で、これは実施機関が配布するのが一番いいと思うのですが、問題はそれをしない場合どうするかという話で、何らかの合意があって新JICAがするという事になった場合、まずそういう合意がとれるかという話と、もう一つはそれを本当に新JICAがする意思があるかと、いろいろな段階があると思うのですが、相手側の政府がするのが当然で、それを促すのが筋ではないかなと思っています。

○原科座長 主体は相手側政府ですよ。それをやってもらわないことには困ってしまいますね。後で大騒ぎ、大変なことになってしまう。後でえらいことになりますよ。

○清水委員 ちょっと錯綜しているような気もするのですが、一番最初に杉本さんがおっしゃっていたのは、この新J B I Cにある内容は確保すると。つまり、R A Pの最終版の公開と協議については新J B I Cも今後確保していくということになったわけですが、一方で先ほど難しいとおっしゃったので、先ほど私が申し上げた最初の3つの論点、つまりR A Pのドラフト公開、ドラフト時の協議、それから最終版の公開、この3つの論点についてどのようにお考えか、もう一度教えていただけますでしょうか。

○事務局（杉本） 申しわけありません。私の頭の整理がついてなかったかと思いたいで、ちょっと時間的余裕をいただければと思います。もしきょう難しければ、あしたの委員会の冒頭にでも説明させていただきます。申しわけありません。

○原科座長 では、この段階はそうしましょう。

基本的には、とにかく住民移転計画をきちんと現地に伝えていただいて進めないことにはうまくいきませんから、そういう考え方ということでここではまとめておきましょう。

それでは、この部分はおおむね議論のポイントは終わったと考えてよろしいですか。

HRN、ヒューマンライツ・ナウはあしたですね。

フロアからいっぱい手が挙がっています。では、どうぞ。

○一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

この⑤のところですが、今の情報公開あるいは協議といったところに加味されるかとは思いますが、例えば使用される言語であるとか書面の様式とか、そういった論点につきましてもあしたの冒頭に議論させていただくということでよろしかったでしょうか。その点だけ確認させていただければと思います。

○原科座長 今やってはだめなのですか。使用される言語は当然現地語でないといけないですよ。それが当たり前ではないでしょうか。現地語ではまずいのですか。

○一般参加者（波多江） そうしたところも私たちは論点とか提言に含めておりますので、そうしたことも確認をさせていただきたいので、今ちょっとその確認の点は抜けていたというか、させていただいていないので、きょうやるのか、それともあしたの冒頭にこの⑤をすべて持っていってしまうのか、その点だけ確認させていただきたいと思いました。

○原科座長 では、今ここで確認できればしましょう。「理解できる言語及び様式による」と、これは既に論点に書いてあります。26ページの上から7行目でしょうか。「地

域住民が理解できる言語及び様式による書面が作成され、世帯毎に配布されなければならない」。周知するというのとはそういうことだと思いますけれども、日本語で書いて渡したって周知にならないですよ。私は当然だと思いますけれども、委員会の委員の方はどうでしょう。それはそうではないでしょうか。

○千吉良委員 理解できる言語でというのはまさにそのとおりだと思いますけれども、えてしてプロジェクトサイトでよくあることは、識字率が必ずしも高くない地域が少なくなくて、読める人と読めない人がいるというのが結構あると思うのです。そういう意味では、配布だけしておけばいいのかというのは問題としてはあると思います。

それから、ちょっと話は飛びますけれども、配布をガイドラインに条件として、それから融資契約などに盛り込むということも、運用としては、JICAが1つ1つの世帯が必ず受け取ったかどうかを自分で確認できるかということ、それは難しいと思うのです。開発主体から『やっていますよ』と言われればそれを信じざるを得ないというのが実態だと思いますので、運用的にはちょっとこれは問題がないかなという気はしています。

○原科座長 この点はいかがでしょう。周知が大事なのです。周知のためにその言語ですけれども、文書で難しければ文書でない格好もあわせてやらないといけない。その確認をJICAが直接やるのは難しいということですが、この点はいかがでしょう。現地国にしっかりやっていただくということになりますね。

○事務局（渡辺） 今お話のありました言語と様式ですけれども、ステークホルダー協議では影響を受ける人々が理解できる言語と様式ということになると思います。この提言の中にある住民に対して世帯ごとに書面で配布するかということにつきましては、住民に対する周知は重要だと思いますし、ですから、例えばステークホルダー協議で議論するのですとか、必ずしも文書配布でなくても、そういったステークホルダー協議のときに配った文書をどこかコミュニティで閲覧できるようにするといった工夫はあるかと思っております。

○原科座長 文書配布したらいけないの？文書配布にそんなめっちゃくちゃコストかからないですよ。

○事務局（渡辺） いけないという趣旨ではなくて、方法はいろいろ考えられるべきではないかということです。

○原科座長 文書配布だけでは足りないというのはおっしゃるとおりだと思いますけれども、何か書いたものがなければ。読めない人だって読める人に読んでもらえばいいのだから

ら。何かそういう証拠がなければ困ってしまうじゃないですか。

○福田委員 この理解できる言語と様式というのは、私たちがきょう提案させていただいたものでは2つのアクションがあって、1つは協議の際にこのようなものを作成して、これは説明しなければならないと書いたのです。

○原科座長 きょうのどこですか。

○福田委員 6段落目に、「協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による書面が作成され、説明されていなければならない」。協議の場では物事が説明されて初めて協議が成り立つのであって、ここがまさに協議における説明の核心なのだろうと思っているのです。

一方で、5番の最後のところで最終版について配布と書いたのは、確かに最終版についてもきちんと説明されていることが望ましいと思うのですが、各世帯についてきちんと説明したということを確認するのは本当に可能なのだろうかということ考えた上で、ひとまずは、後で紛争が起こったときに、一体どういう移転計画だったのだろうか、私のもらった補償金は本当に正しいのだろうかということが後から書面で確認できる状態をつくっておくことが必要だろうということで、ここには配布という形で整理させていただきました。

先ほど千吉良委員から識字率の問題が指摘されて、それはそのとおりだとは思っております。確かに書面が理解できない場合はしかるべく対応がなされていなければならないだろうと思うのですが、一方で、やはり書面がないと、後で紛争になって人に相談するときには何をもって相談すればいいのか。人に説明するとき、こういう問題があるのだということの説明するとき、最終的にきちんと計画の説明書面が手元にあって、自分が幾らもらえるはずだというのが書面としてあるという状況を確保しておくということは、たとえ本人が読めないとしても、後の紛争においてきちんと住民がモニタリングできることを確保するために重要だと私たちは思っているという趣旨であります。

○原科座長 それはそうですね。私も、証拠としてないと困ってしまいますから、当然だと思います。では、この点はそういうことにしましょう。ほかに何かございますか。

このポイントは大体いいですか。たくさん書いていますけれども。どうでしょうか。

では、次に行きます。⑥「苦情処理メカニズム」。

これは、現行規定にはありません。そこでNGOの方から御提案があります。では、この御説明をどうぞ。

○福田委員 この点についてはこちらの提案内容をそのまま文言に落とすだけですが、

基本的には住民移転において苦情を処理するメカニズムが設置されていることが必要だろうと思います。えてして住民が移転問題についておかしいのではないかと思っても、実際に政府の担当者の方と議論して問題を解決してくださいと言っても、そこでなかなか対応してもらえないという状況はあちこちで見られますので、こういうメカニズムが設置されていることは非常に重要だろうと思っています。

追加で、これは「プロジェクト実施主体から独立していることが望ましい」ということを申し上げています。この独立とは何ぞやということはいろいろあると思うのですが、例えば、カンボジアの国道1号線の話をもた持ち出して、しかもたまにはいい方向で持ち出したいと思っているのですが、このカンボジアの国道1号線の場合では、事業において、プロジェクトの実施主体というか、移転問題の実施主体は省庁間移転委員会というところなのですが、この省庁間移転委員会を含まない、県知事あるいは地方自治体の長から成る問題解決のための委員会が設置されているということがあります。こういうものが実際に移転を実施する人たちから独立した形で存在しているというのは問題の適切な対処に必要であろうと考えているところです。この後者の点については義務づけることは難しいと思っているので、望ましいという形で提案させていただいています。

○原科座長 これに対しましてJJからは、ここにございますように、「カテゴリA案件については、原則として環境レビュー時に苦情処理メカニズムの確認を行っている」と。こういう格好では余り十分ではないということでしょうか。

○事務局（杉本） 済みません、ちょっと補足させていただきます。

趣旨は座長から御説明いただいた点なのですが、福田委員から御指摘いただいたことは確かに一理あると思っております。あとは、これも社会状況に応じてですが、苦情申し立てに行くところが影響を受ける住民にとってなじみのあるところかどうかということも1つあるのではないかと、同じ実施機関の中で対応するとしても、どれぐらいそこにアクセスを確保しているかということについてはできるだけ注意して見ようということをやっている次第です。ですので、実態としましては、実施機関の中にあっても、苦情ごとのいろいろな対応を、例えば住民移転も含めて実施機関が対応している場合には、移転に関すること、騒音、振動とか自然環境等々に関すること、建設に関することということいろいろな担当者を置いて窓口対応をやっているようなところもありますし、通常の公共事業をやるのと同様に、自治体のメカニズムの中でその事業についても解決していこうということをやっているところもあります。ですので、おっしゃる御趣旨は確かにそう

だなどというところがあるのですけれども、それに加えて、実際のプラクティスの中ではそういったいい例も、独立している、独立していないにかかわらずあり得ます。例えば「望ましい」というような決め打ちしない表現であれば問題ないと思いますが、無理にそちらの方向に誘導しなくても、実際の現場でのプラクティスとしてはいろいろな良い例があるということは御紹介したいと思ひまして、補足させていただきます。

○原科座長 でも、今はNGOの方はそれは設置の義務づけということを行っているわけでしょう。されなければならない。

○事務局（杉本） 設置の義務づけということでは、そういったものがあるや否やということとは少なくともカテゴリAの場合には確認しております、全くありませんということだと、そういうことでは困るのでいついつまでに確認してくださいということを中心にきちんと合意する、それでフォローしていくという対応をしております。

○原科座長 よろしいですか。

では、そういうことで、設置されていなければならない、その確認を行うということにいたします。よろしいでしょうか。

では、この部分は終わって、大きな3番に行きましょう。3「先住民族」です。

○清水委員 済みません、前回申し上げた方がよかったのですけれども、先住民族に関しましては、先住民族の関係者の市民外交センターの方々が実は22日にしか来れないということとして、その専門の方々がいらっしゃった方がいいのではないですか。

○原科座長 それはちょっと無理ですよ。10日までを目標でやってきたので、22日はアディショナルでほかのスケジュールを組んで、22日というのは、それこそこの論点以外のことで時間が足りなくなってしまったのでやるのですから、今やらないと無理ですよ。今この場で言われたって、それは無理だと思います。時間に余裕があればやりますけれども、約束できません。だから、まずここで一回やっておかないと。そういう場合は意見書でも出していただければいいですね。もしきょう出られないのなら。それはちょっとよくないと思いますよ。

では、行きましょう。「依拠すべき国際条約・宣言と基本原則」ということで、現行の規定では、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに、十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない」。

この点をお願いします。この点については、新J B I Cでは新しく加えましたね。だか

ら進んだ形になったと思いますけれども、いかがでしょう。NGOの方、何か御意見ございますか。

○清水委員 ①に関してまず趣旨説明をさせていただきます。

現在、J B I Cのガイドラインの先住民族のところには、「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って、土地及び資源に関する先住民族の諸権利が尊重されるとともに」云々という規定があるわけです。一方、ではこの先住民族に関する国際的な宣言や条約というのは何かということがこのガイドラインからは全く読み取れなくて、どういった考え方に沿ってこれらの諸権利というものが尊重されるべきかと言っているのかということがここからは全くわからないわけです。したがって、NGO提言は、それをしかるべくきちんと明確にする形で、ここに書いてあります先住民族の権利に関する国連宣言及びILO169号条約の考え方に沿ってという形できちんと明記してはどうかという提言になっております。私は先住民族の専門家でも何でもないのですけれども、先住民族に関する国際的な宣言や条約といった場合この2つしか当てはまらないという事実があるようなので、このような提言をさせていただいております。もしもほかのNGOの方から何か補足等あればお願いします。

○原科座長 現在はこの2つがその概念に適合するという御説明でした。現行の規定は、そういうものは時代とともに変化するでしょうからということでかなり概括的な表現になっておりますけれども、ここではもっと具体的に書いた方がいいというお考えですね。2つをきちんと書いた方がいいと。

これに関して何かございますか。

○事務局（杉本） このJ Jのところでは、最後のパラで「個別の宣言や条約を言及しない現行の書きぶりで不都合が生じているか」と書いております。この趣旨としましては、今、座長の方からもありましたように、次のガイドライン改訂がいつになるのかわかりませんが、それまでの間にこの分野についていろいろな新しい考え方等々が導入された場合、その時代時代で主流となる考え方といいますか理解が得られるものを尊重してやっていくということです。別に具体的に書いていないからそれに沿った行動をしないということではなく、当然ながらそれを踏まえてやっていく、そして時代の趨勢に柔軟に対応していけるような書きぶりということでこういう現行ガイドラインにある表現になっていると理解しております。ですので、この中に盛り込める範囲で追加的な文言なりを入れていくということであれば、それは工夫の範囲で適当なものがあれば盛り込んでいくという

ことでよろしいのではないかと考えていますが、特定の名称等を盛り込んだ場合、何かあったときにガイドラインを改訂しなければいけないという問題が出てきてしまいますので、今確約できないのですけれども、例えば参照すべき具体的な宣言等があれば、FAQの中でそういったものを出していきなりということを別途検討できればと考えております。

○原科座長 私もそのように思います。ですから、書くとしたら具体的に2つ明記するよりも、国際的な宣言や条約の考え方を中身をここに書いてあるような表現を少し入れて具体化するというのではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○北村委員 外務省の北村でございます。

私も先住民族の話に詳しいわけではありませんが、そもそも先住民族の定義は何ぞやというところから始まってこのガイドラインには何も書いていません。ちょっと文脈がそれてしまうのですが、先ほどから新JBICのガイドライン素案にはこう書いてあるから新JICAでも取り入れるべきというような議論がある中で、逆に言うところは新JBICの素案では何も触れていないのです。先ほどからの議論というのは、新JBICのガイドラインを巡る議論に白紙委任して、結論だけこちらに取り込むべきではないかというような、乱暴に言えばそういうふうにも受け取れるわけですが、新JBICでの議論をこちらにどこまでどう反映するのか。問題意識として、新JICAはODAを扱うのですから新JBICよりも後退してはいけないというのは重々認識しておりますし、まさにおっしゃるとおりだと思うのですが、この場でどういう形で新JBIC側の議論との関係を扱っていくべきなのかということについて考え方の整理をした方がよいなと考えています。もちろん、全体として新JICA側の議論の進捗は遅れておりますし、ここにおられる多くの方々に向こうの議論も物理的にフォローされているという状況の中で、すべての論点について新JBIC側で行った議論をここで繰り返し行うのは効率的ではないと思うのですが、少なくとも新JICAの有識者委員会として先方の議論を消化したのだと、一番乱暴なやり方としては先方の議事録をこの場の配布資料として配ることが考えられると思いますが、要するに、新JBICでの議論を新JICAの有識者委員会の中に取り込んだ、その上で結果なのだというような形を担保していく必要があるのではないかと考えております。

○原科座長 確かに事前に見ておいていただきたいというような話でお伝えしましたけれども、そういうことであればこの場にその資料がないとちょっとぐあいが悪いような感じはいたします。これはちょっとまずかったかなと思います。新JBICは大変制約された条件のもとでということで、向こうは議論してきましたので、基本的にはそれは最低限と

いう考え方だと思いますけれども、状況が違うから必ずしもぴったり合うとは限らない部分もあると思います。やはり中身をよく確認して議論しないといけないと思います。では、あしたはそういうものも用意していただきましょう。きょうはこのタイミングでは間に合いませんのでこのまま行きますが、そんなことでよろしいでしょうか。——ありがとうございました。

それでは、そちら、どうぞ。

○一般参加者（神崎） FoE Japan の神崎です。

新J B I Cの話とは別で、今の論点の依拠すべき国際条約と宣言というところで一言申し上げたいと思います。

本来であれば、この先住民族分野というのは非常に蓄積あるいは歴史がありますので、そういった見識を持つ方々がこの場にいらっしゃるときに議論できれば一番よかったのですが、私の断片的な知識によりますと、1年前に採択されました国連宣言、先住民族の権利宣言は、実は四半世紀という長い期間にわたって先住民族の方々が求め、それから何度も何度も議論をし、改訂を重ね、ようやく採択されたものです。確かに杉本さんがおっしゃいますように、国際的な趨勢というのは逐次変わっていくものではありますけれども、この四半世紀にわたって求め続けてきた内容がそうそう簡単に変更される、あるいは新たなものになってしまうということは考えにくいかなと思っております。実際に今宣言あるいは条約として存在しているものがこの2つでして、しかもその中には非常に重要な要素が含まれているということからかんがみれば、この国連の権利宣言及びILOの条約について本文で言及することに、私としては特に違和感はないと思っております。

○原科座長 四半世紀かかってでき上がった、大変議論をしてやられてきたもので、この合意事項はそんなに変わらないだろうということで、むしろこれはきちんと明記した方がいいという御意見です。

きょう、お2人NGOの方が御欠席ですけれども、この2人はそういった部分に関係ないですか。ということは、しかるべきリソースパーソンが今いないということになりますか。では、あした来ていただいたらどうですか。全然だめなのですか。そのグループの方は。だってこの会合のことはずっと前からアナウンスされているわけですからね。それだけ重要であれば、きょうこの場で無理でも、あしたはどうですか。難しいですか。当初計画では22日はもともとなかったですからね。これは我々の議論の中で少しスケジュールが厳しいからとアディショナルに加えたものですから。

どうぞ、満田さん。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

フロアから僭越ながら、私がこういう意見を言うのはあれなのかもしれないのですが、このNGO提言というのは何団体かのNGOで共同して提言しているという建前的なものはあることはありまして、もちろん先住民族分野の方々の専門知識があれば非常に望ましいのですが、スケジュール的なものにかんがみて22日が無理ということであれば、今とりあえず……。

○原科座長 いや、無理ではありませんけれども、今約束はできませんと。

○一般参加者（満田） では、撤回いたします。

○原科座長 余裕があればもちろん議論できます。

ただ、今おっしゃったことは、この2つはきちんと書いた方がいいという強い意見があるということですね。それは書いてもいいかもしれないですね。

○高梨委員 質問なのですが、それが書いていないと重大なネガティブな影響というのですか、何が問題になるのかというのを御説明していただくともっとわかりやすいと思います。

○原科座長 今の件、ちょっとお願いします。書いていないとどういう点でまずいか。

○清水委員 私が素人ながらいろいろ思いますところなのですけれども。

○原科座長 F A Qでもいいのでは。

○清水委員 F A Qかどうかという以前の問題で、なぜ書いた方がいいのかということだと、要するにユーザーの問題だと思うのです。途上国政府であれ、事業を実施するコンサルタントの方であれ、一般市民であれ、ここに「先住民族に関する国際的な宣言や条約の考え方に沿って」と書いてあるけれども、では一体これは何なのですかということを、確かに「考え方に沿って」と、順守ということではありませんけれども、では果たして運用していくときにどういう考え方に沿っていけばいいのかということがここではわからないわけです。先ほど私が申し上げたように、これが示すものは実質的にはNGO提言による2つしかないという状況になったときに、そうであればそれは明確に示した方がユーザーフレンドリーなのではないかという御趣旨です。

○松下委員 私も先住民族のことは詳しくないのですが、今引用された国連宣言は非常にユニバーサルであるということはお聞きすると理解できるのですが、ILO169号条約はまだ批准国が19カ国にとどまっているというのは何か理由があるのでしょうか。

○福田委員 今回の御質問については、私は余り存じません。ちなみに、ILO169号条約は、開発のプロセスにおいて先住民族に影響を与える場合にどのような参加のプロセスをとるべきかということについて相当詳細な規定を設けている条約でして、ラテンアメリカの国とかでは結構批准している国があって、これを国内法として整備しているということは知っているのですが、恐らくそういう規定の中身の具体性、あるいは先住民族の権利を開発の中で位置づけていくことに対する国家の姿勢がまちまちであるからというお答えになるのかと思います。

やはりちょっと議論するのがしんどいなと思ってまして、確かに22日ということになると議論することがいろいろあってということはあるのですが、きょうのところはひとまずここをスキップしていただいて。というのは、NGOの間でこの点についてどのように議論を進めようということを用意していなかったものですから、大変申しわけないのですが、まだ次のポイントはあって、多分きょうの議論はそれで十分できると思うので、ちょっと飛んでいただいて、次の対応を相談させていただきたいと思います。

○原科座長 皆さんがいろいろ意見を言われて、ストップしてもらいたいなら、これはスキップしてまいりましょう。

基本的にはそれほど皆さんネガティブではないと思いますね。特に先住民族の問題は本当に大事で、IAIAは私の所属している学会ですが、そこでも近年どんどんこの問題が注目されておりまして、重要な課題になっておりますので、その辺の認識は共有していると思いますから、そのことをきちんと書くような工夫をしたいと思います。

それでは、②「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」。

これも現行の規定を確認しましょう。「プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、先住民族に関する国際的な宣言や条約……」

○清水委員 済みません、今スキップと福田委員がおっしゃったのは、この先住民族のテーマ3つでして、よろしければ……

○原科座長 ああ、全部ということですか。

○清水委員 大変申しわけなく思っているところですが、モニタリングのところをお話いただくということは可能でしょうか。申しわけございません。

○原科座長 全部スキップするということは、あしたやるということですか。あしたじゅうには切りをつけたいと思うので。では、スキップするということで、あしたやります。スキップしてまた最初からやり直すのではかなわないですからね。

そうすると、28ページの一番下、4「モニタリング」に移ります。

現行の規定を確認しますと、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていることが望ましい」。

この点でございますが、どうぞ田辺さん。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

この点に関しましては、現行ガイドライン上ではモニタリングの結果が公開されていることが望ましいという形になっているのですが、我々の提言は、モニタリングの結果を原則公開するということを規定していただきたいということです。

理由といたしましては、現地住民にとっては非常に重要な環境、プロジェクトの実施状況によっては実は有害なものが漏れていたとか、基準値を大幅に超えていたとか、そういったモニタリングの情報をステークホルダーにリアルタイムというか適切なタイミングで公開していくことが必要なのではないかと。これに関しましては、世銀、ADB等でもモニタリング報告書を公開ということになっておりますので、MDBsの中できちんとやられているところもあると認識しております。

○原科座長 これはアセスメントの結果、その先の話ですから、私は当然だと思います。特に異論はないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（杉本） J J 側の意見だけ。

まさにここに書かせていただいているとおりではありますけれども、前回か前々回の議論でも、問題があつてそれに対する指摘、意見をいただいた際にどういった対応をしていくべきなのかというような議論がございましたが、プロジェクトのモニタリングに関する情報を公開していくことについては、一義的には実施主体であります相手国政府なり実施機関がみずから判断してやっていくというところが一番重要な点だろうと考えております。そういった点については、我々としても引き続き促していくつもりですし、そういったことを促していくといえますか、実施機関が取り組んでいくということについて記述ができるのであれば、それをやっていくということが現実的といえますか、実施主体を損なわないでやっていくということで、現実的な内容かなとは考えております。

○原科座長 ということは、「公開されていなければならない」という記述でよろしいということですか。

○事務局（杉本） その点につきましては、「ならない」と言った場合、先日の意見に対する、どういう対応をとということもございまして、いろいろな問題について対応している

という場合にはその情報がひとり歩きすることもあるかと思しますので、そういった点も踏まえて実施機関がみずから公開をしていくということは……

○原科座長 でも、今の趣旨だったら、「望ましい」という表現では余りに弱いですね。これでは促すことにならないですね。だから「望ましい」ではなくて、何か工夫しないとだめでしょう。「望ましい」という表現では促すことにならないですよ。促すというのが日本の政府の方針だということですからね。ADBや世銀がもうはっきり書いているのなら、それは構わないのではないですか。

どうぞ、フロアの方。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

今、杉本さんからあったのですが、公開を原則とするという我々の提案に対して、モニタリングレポートを公開できない場合があるということの理由がよくわからなかったのもう一度御説明をお願いしたいのですが。

○原科座長 公開できない理由はちょっと考えられないな。モニタリングすると言っているのだから。

○事務局（杉本） その前に確認で、私も先ほどその点を余り明確にしないまま話をしてしまっただけかなと思ったのですが、この場合のモニタリングの結果というのは、実施機関がやったモニタリングの結果について実施機関が公開するという、あくまでも現地国内の話ということで理解しているのです。送られてきた文書を新 J I C A で公開するということではなく、現地側でのアクションということで理解しておいてよろしいですか。

○原科座長 そういうことですね。対象プロジェクトに求められる云々のところの大きな3ですから、現地側だと私も理解しておりました。

公開できないのでは、本当にモニタリングの意味はないと思いますよ。

では、そのようなことでよろしいでしょうか。この辺はそういうことになります。

それでは、次に行ってよろしいですか。

○福田委員 済みません、先ほどの田辺さんの質問に対する回答がなかったかなと思ったのですけれども。

○原科座長 では、改めて。

○事務局（杉本） 質問の御趣旨は理解しています。一部情報の整理が不十分だったところもありますので、これも先ほどの点とまとめてあしたの冒頭でかえさせてもよろしいで

しょうか。申しわけありません。

○原科座長 では、あしたということでお願いいたします。

どうぞ、田辺さん。

○一般参加者（田辺） 一言コメントさせていただきたいのですが、恐らく基本的に委員会の委員の皆様がこの点に関してどう思っているかというのがまず一義的な重要ですので、JBICの方でこの論点に関して数カ月前から既に用意されていると思うのですが、そのポジションの細かいポイントで用意されていないということをもってこの議論をスキップするというのは、この委員会の進行としてはちょっといかがなものかなという気はしているのですが。

○原科座長 ちょっとよくわからない。スキップするなんて言っていないよ。それは公開ということできましようとは私は申し上げたのです。モニタリングに関しては当然公開だと。私のまとめはそういう趣旨で、御異議なかったわけですよ。

○一般参加者（田辺） では、特に異論はないです。

○原科座長 基本的には委員会の議論ですから、あくまでもJBIC・JICAにはインプットしていただいて、我々で判断するわけです。ここでは当然公開ということによろしいとなったと思います。

では、次に行きます。5「その他」。

共通。原子力固有の問題でございます。あとHRNからあって、これは次回ですね。

では、一番目の原子力固有の問題。これに関してはどちらからでしょうか。これは特にどなたも御意見ないですか。核拡散の防止、安全性の確保・事故時の対応、放射性廃棄物の適切な管理・処分、3つ書いてございますが。これらについて、「原子力関連プロジェクトに求められる環境社会配慮上の要件としてガイドライン第2部に規定すべき。ステークホルダーとの協議と情報公開、カテゴリ分類への例示、チェックリストの作成、検討に当たっての第三者機関の設置を行うべき」。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 これは私どもがNGOの提言としてJBICに提出したもののなかで提案させていただいたものです。主に新JBICというか、JBICの国際金融等業務を念頭に置いて作成させていただいた提案です。よろしければ、原子力案件あるいは原子力関係の案件というのがODAの中でどのように扱われることがあるのか、あるいはないのかということについて、まずはJBIC・JICAそれぞれの方々の御説明をお願いします。

○原科座長 そうですね。では、そちらの御回答をお願いできればと思います。

○事務局（杉本） この点についてどういう決まりがあるかということを確認した結果は、J Jの一番最後の項目の2パラ目にある通りで、「原子力建設に対するODAによる支援はOECDで禁止されている」ということは文言として規定されているのですが、それ以外に特に何か規定があるかということ、現時点では存在しないという状況であります。

○原科座長 存在しないで、そうするとどのように考えたらいいのでしょうかね。こういうことは余り起こらないと。

○事務局（杉本） 実際どうかといいますと、要請とか打診も含めて原子力関係の案件について何か話が上がってきたということは、私の記憶している範囲ではないのですが。

○原科座長 ODAによる支援はOECDで禁止されていますし、実際にもこれまでそういう経験がなかったと。

○事務局（杉本） はい。そういった話はこれまで上がってきていないというのが現状と言ってよかろうと思います。

○事務局（渡辺） J I C Aの方でも、例えば原子力建設のためのフィージビリティ調査の要請といったようなものはない状況です。

○原科座長 これまではなかったと。出てきたらどうでしょうか。OECDで禁止されているならちょっと困ったなど。これはどうしますか。

○中山委員 専門家ではないのですが、たくさんすることがあって、これはかなり難しい問題だと思うのです。政府の方もおられますけれども。ですから、私はこういうのはスキップしてもいいと思います。可能性の低いことをして、もっと出てくるところの議論を薄くするというのは、こんな限られた時間ではもったいないかなと思いますが。

○原科座長 いかがでしょう、今の御意見。私もそのように思いますので、そういたします。よろしいでしょうか、皆さん。では、そういうことにいたします。

それでは、Ⅲを一応終わらして——終わるといふか、残したものはありますけれども——先に進むようにします。

IV「影響を及ぼしやすいセクター」。1「セクターの例示」。これはJ I C A別紙2、J B I C第2部3。お手元の資料では別添2になりますか。影響を及ぼしやすいセクターの例示比較表があります。

これはJ Jからの御意見です。別添2のように異なっているのを整理しなければいけないということだと思います。この場合は和集合でしょうね。AプラスBになるのではない

かと思います。この扱いに関して何か御意見がございますか。概念としては和集合ですが、表現をどうするかですね。

○福田委員 論点に挙げていらっしゃる新JICAの側で何かお考えがあればまずはお聞きしたいのですが、私が思うに、このJBICガイドラインの(2)～(10)の細かなセクターというのは恐らく国際金融等業務との関係で挙げられている話であって、いわゆるODAの支援という意味ではここまで挙げる必要があるのかなという感じがしなくもないのですが、あとは抜けているものは埋めていくということで問題ないかと思いません。

○原科座長 福田委員の御意見は、ODAなので、これは恐らく国際金融の方の分類で来ているのだから、現行のJICAの枠組みでいいのではないかという御意見だと思いますが、どうでしょうか。

○事務局(杉本) まさにJBICの方としましては、具体的には(2)～(10)のところになりますけれども、JICAの方で「工業開発」ということでまとめている箇所に相当する事項については多分に国際金融等業務を意識したものになっていますので、この辺を整理の対象として考えても良いのではないかと考えております。

○原科座長 整理して、「工業開発」という表現だけでうまく表現できるかどうかということぐらいでしょうかね。何かまとめて表現したいということですね。では、そのようにいたしましょう。

○清水委員 1点だけ質問なのですが、基本的にはそういった整理でいいと思うのですが、1つだけ気になる点がありまして、何カ月前の新聞だったか記憶が定かではないのですが、アフリカの3カ国において資源開発をする際に、その周辺インフラについて、JBICでしたか、円借款で今後支援していくというような報道があったと思うのです。それについて真実かどうかということが1つと、それが本当であるとしたら、そういった支援は本体になされるものなのか、それとも周辺のインフラそのものなのか、教えていただけますでしょうか。というのも、本体にするのであればセクター例示として何らかの文言を残しておくことはもしかししたら必要なのかもしれないと思いつつ、周辺インフラに限るということであれば、この国際金融等業務に沿ったような例示は要らないのかなと思いました。

○事務局(廿枝) その数カ月前の新聞記事の内容については、これは日本政府の方で検討されている可能性はありますけれども、例えば政府が既に公約として正式に発表して、

あとは実施機関の方でオペレーションとして具体化していくという段階のものではまだございません。あれがどういう経緯でああいう記事になったのかというのは我々はあずかり知らないのですけれども、実態として、まさに石炭、石油を採掘する、あるいは天然ガスを採掘するという資源開発そのものに円借款を出すということは、候補案件としての要請などを見ても我々の知る限りございませんで、アイデアとしてそもそもそういう収益性の高いプロジェクトに円借款のようなODAを直接出すことが適切かどうか、これは政策的な判断ですが、昨今の円借款の流れからすると、そういったものをダイレクトに円借款で支援するというのはちょっと考えにくいかなという感じがします。だから、もしやるとすれば清水委員がおっしゃったような周辺インフラということになります。それとてODA案件である限りは、どこかの資源開発プロジェクトだけが裨益するような、例えば港と資源開発現場を結ぶ道路といったものよりは、そちらもバイプロダクトというか裨益はするけれども、道路なりそういったインフラをつけることによって経済社会開発効果もあるというか、むしろ一義的にはそっちがあるという整理ができるようなプロジェクトでないと、全く人が住んでないようなところで石油が出たのでそこだけに道路をつけるというのは、現状だとODAでやるのはなかなか難しいような感じがします。

○事務局（杉本） 環境社会配慮の観点から若干補足させていただきますと、私どもの方でそういった複合的な要素がある案件についてスクリーニングなり、どういった影響評価がというものを考えます場合に、どこまでがプロジェクトとして切っても切れない関係にあるのか、ザ・プロジェクトが何であるのかということにくる形で大体整理をしております。ですので、例えば工業団地なりを整備する、その周辺のインフラをというような案件は、現行ガイドラインの適用対象ではありませんが、ベトナムなどで実際にございます。あとは工業基盤を整備するというような案件もありますが、そこにどういった設備が乗ってくるのか、どういった企業が入ってくるのかというのはまた別の話でして、そこは入ってきた工場なりが排水対策等につききちんと対応していくということになります。ですので、あくまでも基盤となる工業団地についてどういった対応がなされているのか、建設中のいろいろな問題がないのか、そういったことをレビューするという形で整理をしております。御参考になればと思い紹介させていただきました。

○原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、分類のことは、結論としましては現行のJICAのような形でよろしいということですね。ただ、表現はちょっと工夫しなければいけない部分はあると思いますけれ

ども、考え方はJICAの現行の分け方にいたしましょう。よろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 現行JICAそのままになるかという、今の並んでいるセクターを見ていただくと、実際には大規模な事業をやるとは考えにくいような、例えば水産業とか、田舎の住民に対してたんぱく源供給のために育てやすい魚の養殖を教えるとか、そういった技術協力ぐらいしかやっていないもので、大規模な事業が考えにくいようなもの——水産業、あと観光あたりもそうなのですから——というようなことで、そういった見直しは必要かなと考えております。

○原科座長 ただ、これは3つのスキーム全体だったので大規模事業だけには限らないということだったと思いますから、そういう点ではいいのではないかと思いますけれども、そうでもないのですか。

○福田委員 JICAでなかったからという理由だと、JBICさんであるかもしれないし、あるいは無償でどうなのかということもあるかと思うので、このまま残して、いずれにしても大規模でなければカテゴリAにならないという整理にはなりますから、このまま残しても特段問題ないのかなと思うのですけれども。

○原科座長 でも、必要がなければ無理して書くことはないのですけれどね。

○清水委員 あと、JBICガイドラインの(20)には「林業、植林」とあり、JICAガイドラインには「林業」だけなのですから、これもこのまますべてJICAのものというよりは、植林については残していただきたいと思います。

○原科座長 もう一回言います。基本的な考え方としては和集合だと思います。ですから、両方をうまく表現できるようにしたい。ただ、まとめ方は、2の「工業開発」を余り細かくブレークダウンしているのは、これはその必要がないだろうということですね。ですから、表現としては、それは工夫しましょうと申し上げました。だから、JICAのものをそのまま残すとは言っていません。その過程で、さっき渡辺さんがおっしゃったように表現としては削除する場合もあり得ます。よろしいですか。

## (2) 第15回の議題について

○原科座長 それでは、ここまでいたしましょう。ちょうど時間もよろしいですから、ちょうど切りがいいというところで、IVまで行って……。

○事務局（熊代） Vはもうこの前終わりましたよね。ですから、最後のVIだけやれば。

○原科座長 VIだけですね。先が見えてきました。飛ばしたところがありますから、あしたは飛ばしたところとVIの「異議申立制度」ですね。「異議申立制度」をやってから飛ばしたところ、そんなふうになります。その前にきょうの宿題を最初に御回答いただくと。それから、先ほどの先住民族の件は何とかインプットを工夫していただきたいと思います。NGOの方、先住民族の点、あしたはインプットは可能ですか。22日に可能であればもう一回ということになります。

○福田委員 わがままを申し上げれば、できれば22日に時間をとっていただくというのが意味ある議論のためにはいいかなと思います。

○原科座長 今のペースで行けば可能性はありますね。あしたすんなりいけば可能性はあると思います。

○福田委員 進め方について今お話しされるということですか。一応先にVIをお話ししてから次回の進め方ということでしょうか。

○原科座長 次回の進め方を今これから。

○福田委員 協力準備調査に関する論点というのはほとんど飛ばしてきているのですね。その点については、あしたなかなかNGO側も……。

○原科座長 あしたは残りの論点をまずやってしまう。それから、外務省の方の御説明はあしたでしたっけ。22日でしたっけ。

○北村委員 外務省の北村です。いろいろなものを先送りして恐縮ですが、関係者の都合上、22日にお願いしたいと思います。

○原科座長 そうすると、協力準備調査の残りを、あしたやりましょうか。その後でいいのかな。この残りど協力準備調査ということでしょうか。実態調査の報告もありましたね。だから、あしたはいっぱいやることあります。では、論点の残り、それから実態調査が先がいいのかな。どうなりますか。論点が先です。協力準備調査も論点の1つだから。あとは実態調査だから。では、3つありますね。それで22日に外務省からの話と積み残し。

○北村委員 外務省の関係で申し上げますと、この前申し上げましたように原課を幾つかこちらに連れてきたいと思っております、その関係者の時間が合うのが早くて4時半以降でないとは対応できない状況にあります。それを勘案の上日程を組んでいただければと思います。

○福田委員 22日の最後に外務省の方の話を聞いて、それを踏まえた上での議論をする

時間がなくてちょっとまずいかなと思うのですが、それはそれでちょっと問題提起させていただきます。

それから、4時半からということですのでちょっと時間が足りなくなるかなと思うので、例えば時間の設定を2時－6時という形にするとか、そういった対応は可能でしょうか。

○原科座長 今のような事情でしたら、22日はちょっとスタートをおくらせて夕方までかかるようにした方がいいかもしれないですね。その方が意味がありますね。そうしましょうか。4時半なら大丈夫ですね。

○北村委員 あるいは、差し出がましいようですが、どれぐらい22日に積み残しがあるかわかりませんが、よく5時半終わりが6時まで延びたりということもあるとは思いますが、1時半－5時半としておいて、外務省とのセッションが延びれば最後30分ぐらい延ばすとか、そういうこともあり得るかとは思いますが。

○原科座長 今から決めれば、別に夜少し遅くまでやってもいいと思いますよ。だから、3時－6時とか3時－7時とか。3時ぐらいからスタートしますか。私の環境省の環境影響評価見直しの研究会はみんな5時から始まるのです。それで終わるのが7時とか8時です。別にそれは普通のことなので、どうってことはないのですけれども、私の場合は。

○北村委員 日程の話で時間をとって恐縮ですが、逆に言うと、おしりの方も7時でも8時でもいいかというのはまた関係者に確認しなければわかりません。恐らく6時ぐらいまでは大丈夫だと思うのですが。だから2時－6時にさせていただくか、1時半－5時半にさせていただいて30分ぐらい後ろに遊びを設けておくか、通常やっているやり方の延長線上でよろしいのではないかと思いますけれども。

○原科座長 1時間ぐらいずらして2時半－6時半ぐらいにしましょうか。では、おおむねそんなふうを決めておきましょう。22日は2時半から6時半ということにします。

あしたのことはよろしいでしょうか。論点の議論を前半ぐらいで終わらせたいと思いますが、終わらないかもしれないです。わからないですね。積み残しがあります。その論点の議論のときには先ほどの宿題も最初に御回答いただく。それから協力準備調査に関する議論、そして時間の余裕があれば調査結果の御報告と、そういたしましょう。よろしいでしょうか。それを踏まえて、22日はその次の議論ということで参ります。

では、きょうはここまでいたします。よろしいでしょうか。

○事務局（熊代） 一番最後の異議申し立てはやられないのですか。これもあしたですか。

○原科座長 もちろん。それはさっき言ったことです。これをやるという意味です。です

から、論点を全部とにかく前半で仕上げたいと思います。でも、前半で終わるかどうか  
からないですね。あした仕上げないと。

それでは、終わりにします。どうもありがとうございました。

午後5時29分 閉会